心　ふれあい　親・近・感
島根中央信用金庫

島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島観連許諾第6244号

Disclosure
ディスクロージャー誌
2020

日御碕灯台

当金庫の概要

（2020年3月現在）

創　　立	昭和23年9月18日
本　　店	出雲市今市町252番地1
店 舗 数	24店舗
出 資 金	20億5千万円
預金・積金	2, 156億円
貸 出 金	1, 239億円
会 員 数	30, 135名
常勤役職員数	223名

島根中央信用金庫本店

CONTENTS

ごあいさつ …… 1
経営理念・沿革 …… 2
地域貢献 …… 3
2019年度の業績ハイライト …… 4
内部管理態勢の整備 …… 6
・経営管理（ガバナンス）態勢
・内部統制基本方針の概要
・リスク管理態勢
・コンプライアンス態勢
・お客さま本位の業務運営への取組み
金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）への対応 …… 11
反社会的勢力に対する基本方針 …… 11
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策基本方針 …… 11
トピックス …… 12
社会貢献活動 …… 13
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 …… 14
新型コロナウイルス感染症にかかる課題解決支援に向けた取り組みについて 17
金融円滑化に向けた取組み …… 18
役員・会計監査人・組織 …… 19
総代会 …… 20
主な手数料一覧表 …… 22
店舗一覧表 …… 23
金庫の主要な事業の内容 …… 24
資料編 …… 28
開示項目一覧索引 …… 53

ごあいさつ

皆さま方には、平素より「島根中央信用金庫」をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。本年も、当金庫の活動と経営内容をより深くご理解いただくために、2019年度のディスクロージャー誌を作成いたしましたのでご高覧いただきますようお願い申し上げます。

2019年度のわが国経済は、世界経済の成長鈍化や消費税増税の影響があったものの、企業収益力の向上や個人消費の持ち直しを背景に年末までは緩やかな景気の回復基調がうかがえました。

一方、当金庫を取り巻く金融環境は、マイナス金利の長期化や貸出金利の一層の低下、相続預金の都市部流出、人口減少等による顧客基盤の縮小に加え、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響によるリーマンショック以来の市場の混乱もあり厳しい状況が続いております。

このような厳しい経営環境でありましたが、当金庫は「収益性基盤の強化」、「健全性基盤の強化」、「人財の育成」を骨子とする第5次中期経営計画のもと、地元とともに成長し続ける金融機関、真っ先に使ってもらえる地域一番店を目指し、役職員一同持続可能なビジネスモデルの構築を進めてまいりました。それらの取り組みを地域の皆さま方にご理解いただいたことで当金庫の期末預金残高は過去最高の215,652百万円となり、金融機関の基礎的収益力を示すコア業務純益も8億円を超え、経常収益は前期比13百万円増収の4,057百万円、当期純利益は同429百万円増益の963百万円と4期連続増収、5期連続増益、かつ過去最高益を更新することができました。

これもひとえに地域の皆さま方の温かいご支援の賜物であり、役職員一同、心より感謝申し上げます。

2020年度も当金庫を取り巻く環境は依然厳しいものと予想されますが、経営理念であります相互扶助の実践、地域社会との共生、環境問題をはじめとする社会貢献活動の積極的な推進等、信用金庫としての社会的責任と公共的使命を果たしていくことが肝要であり、お客さまのニーズを的確に把握し「お客さま第一主義の経営」に徹し、営業基盤の拡大を通じて地域経済の成長に貢献していくことで、持続可能なビジネスモデルを構築してまいります。

今後とも「心　ふれあい　親・近・感」をキャッチフレーズに、中小企業の皆さまや地域住民の皆さまとの“フェイス・トゥ・フェイス”によるリレーションシップによって、地域に貢献し、地域経済の繁栄と信頼の輪を広げるよう全役職員が一致団結し誠心誠意努力いたしますので、引続き一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2020 年 7 月

島根中央信用金庫

理事長　福間　均

経営理念

私たちは、次の3つを経営理念とし、信用金庫の社会的責任と
公共的使命の達成に向けて、役職員の総力を結集してまいります。

地域貢献

地域社会の発展に貢献し、ともに
成長する信用金庫を目指します。

信　頼

健全経営を堅持し、信頼される
信用金庫を目指します。

躍動感

職員の生活向上を図り、躍動感あ
ふれる信用金庫を目指します。

沿　革

昭和23年　9月	川本商工業協同組合として設立
昭和23年 12月	大田商工業協同組合として設立
昭和24年　6月	出雲市商工業協同組合として設立
昭和25年　2月	川本信用組合、大田信用組合に改組
昭和25年　3月	出雲市信用組合に改組
昭和27年　5月	大田信用金庫に改組
昭和28年　5月	川本信用金庫に改組
昭和44年　8月	川本信用金庫と都野津信用組合が合併し、島根中央信用金庫に改称
昭和49年　4月	島根中央信用金庫と大田信用金庫が合併し、島根中央信用金庫を設立
昭和59年 10月	出雲市信用組合を出雲信用組合に改称
平成　6年　9月	出雲信用組合と大社信用組合、平田信用組合が合併
平成18年 11月	島根中央信用金庫と出雲信用組合が合併し、新生島根中央信用金庫としてスタート

中央しんきんと地域とのつながり　2020年3月末現在

当金庫は、地域の事業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。

お客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）をもとに、地域で資金を必要とされるお客さまにご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

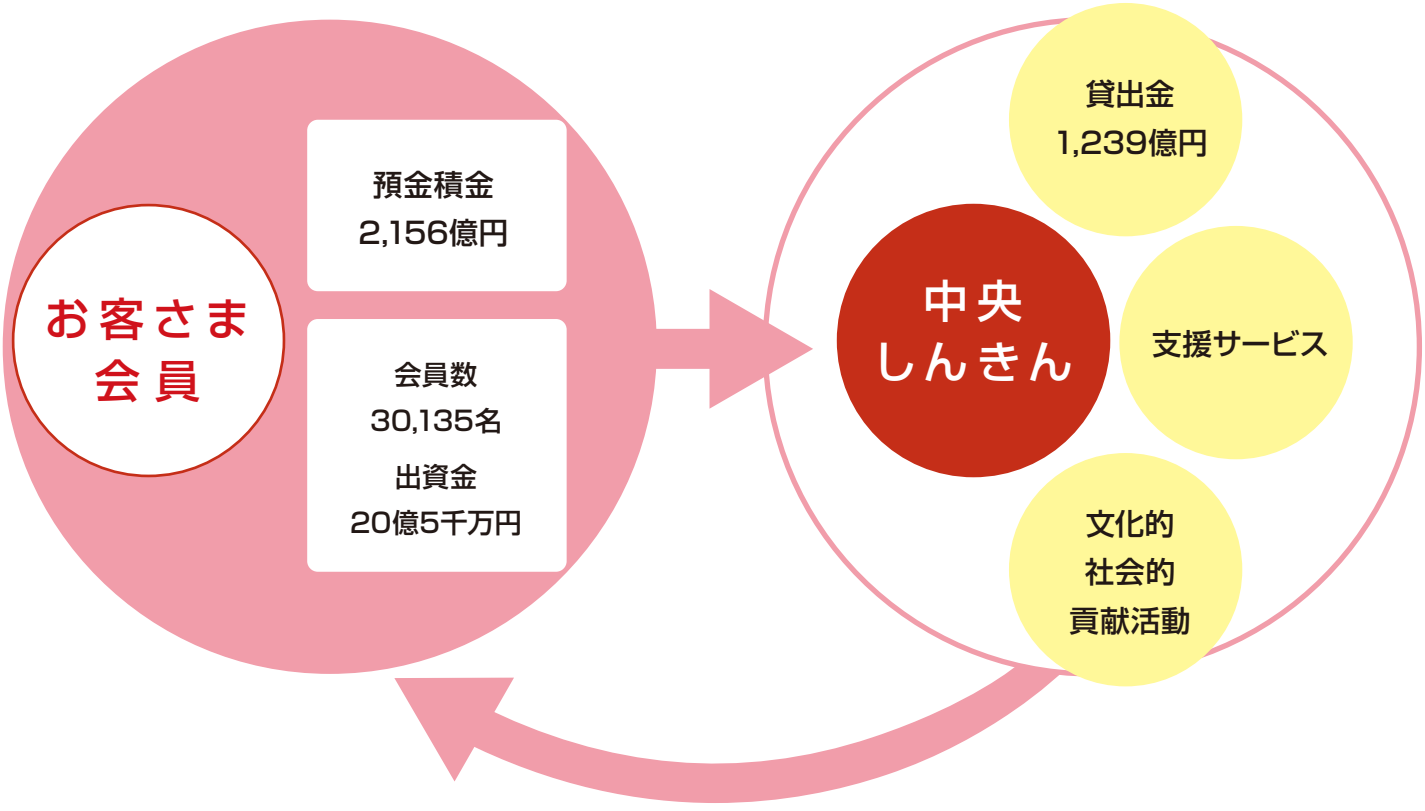

ご預金について	当金庫は、お客さまの財産形成のお手伝いをするため、目的に応じた各種預金を取り揃えております。 また、時代に即した新商品の開発、サービスの提供に向けて努力しております。
ご融資について	当金庫は、地域のお客さまの様々な資金ニーズにお応えするため事業性融資をはじめ、個人向け各種ローンをご用意し、地元の事業者の更なる発展・育成、及び生活向上のために、円滑な資金提供を心掛けております。
資金運用について（貸出金を除く）	お客さまからお預かりした預金の一部は、有価証券などで運用しております。 運用にあたっては、適切なリスク管理のもと安全な運用に努めております。
中小企業の経営支援に関する取組みについて	地域の中小企業、個人事業者のお客さまからの経営に関するご相談や創業・新分野への活動を支援するため、業務部法人支援推進課を中心に取組みを強化しております。また、業務部業務推進課を中心に取引先の販路拡大のためにビジネスマッチングに取組んでおります。（詳しくはP14をご参照下さい。）
文化的・社会的貢献活動	地域のための協同組織金融機関として「地元を愛し、愛される信用金庫」をめざし、様々な活動に取組んでおります。（詳しくは、P12・P13をご参照下さい。）
今期決算について	今年度の決算は、基礎的収益力の向上を背景に4期連続増収、5期連続の増益となりました。 （詳しくは、P4・P5をご参照下さい。）

2019年度の業績ハイライト

預金積金の状況

預金積金残高は、個人のお客さまからの預金を中心に順調に増加し、前期比88億93百万円増加（増加率4.30%）の2,156億52百万円となり、おかげさまで過去最高の期末残高となりました。

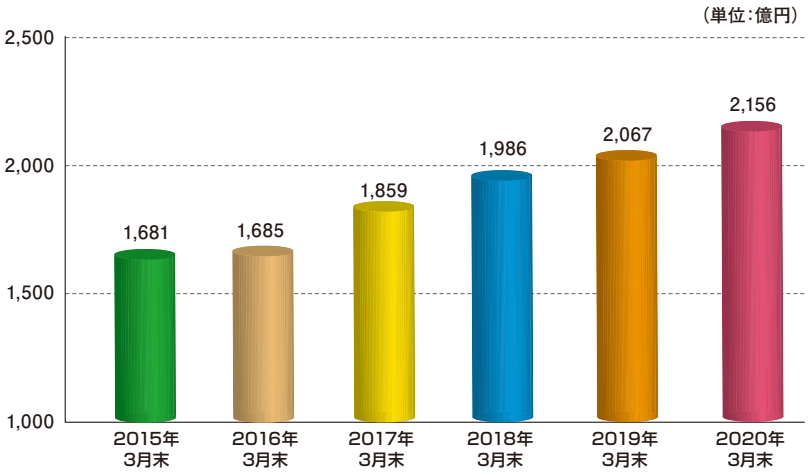

2,156億円

●預金者別預金残高の構成　（単位：億円）

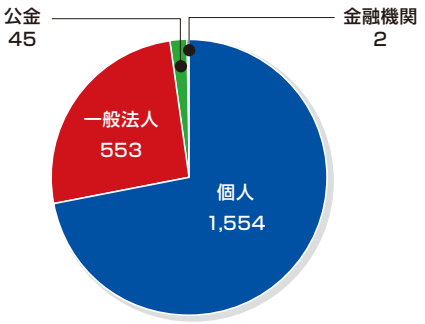

貸出金の状況

貸出金残高は、地域のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えし、前期比38億83百万円増加（増加率3.23%）の1,239億44百万円となりました。

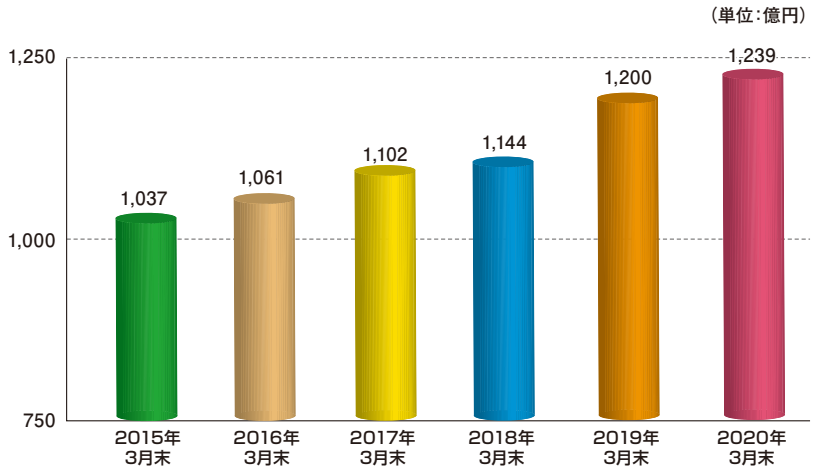

1,239億円

●貸出金業種別残高構成比

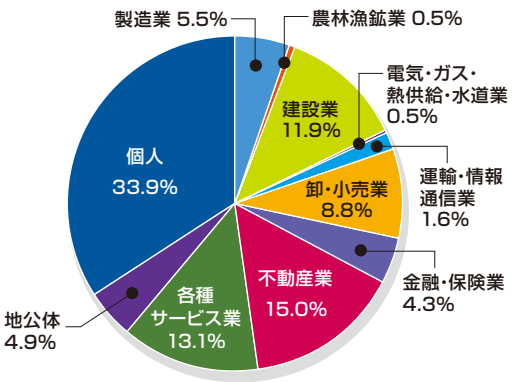

有価証券の状況

お客さまからお預かりしている資金の一部は、有価証券で運用しております。引き続き、有価証券等のリスク管理の高度化を図り安全な運用に努めてまいります。

●有価証券の内訳

（単位：百万円）

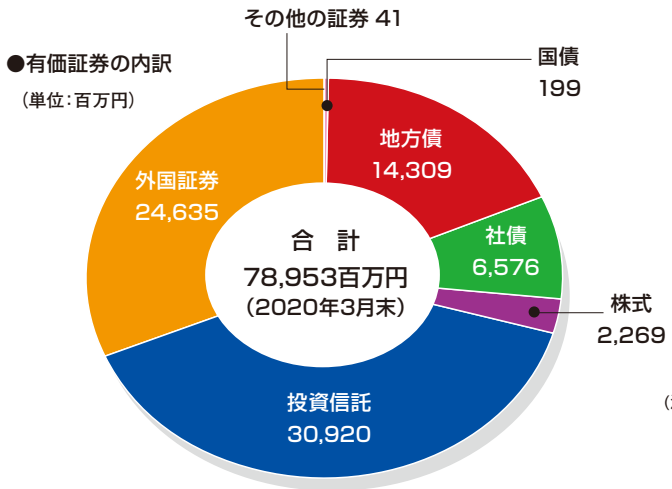

その他有価証券で時価のあるもの　（単位：百万円）

区　分			2020年3月末	
			時　価	評価差額
その他有価証券			72,089	1,558
	株　式		2,198	△ 95
	債　券		19,914	527
		国債	199	0
		地方債	14,110	466
		社債	5,604	61
	その他		49,976	1,126

満期保有目的の債券で時価のあるもの　（単位：百万円）

区　分	2020年3月末	
	貸借対照表計上額	含み損益
満期保有目的債券	6,751	△ 8

（注）1. 2020年3月末の「評価差額」および「含み損益」は2020年3月時点の貸借対照表計上額（償却原価法適用後）と時価との差額を計上しております。
2. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

決算損益の状況

・売上高にあたる経常収益は前期比13百万円増加(増加率0.32%)の4,057百万円となり、4期連続の増収となりました。
・経常利益は、資金運用収益の増加や経費等の業務費用の減少により前期比439百万円増加(増加率76.29%)の1,016百万円となりました。
・本業の収益力を示すコア業務純益は前期比136百万円増加(増加率18.94%)の854百万円、当期純利益も前期比429百万円増加(増加率80.34%)の963百万円となり、いずれも過去最高益を更新し、5期連続の増益となりました。

経常収益

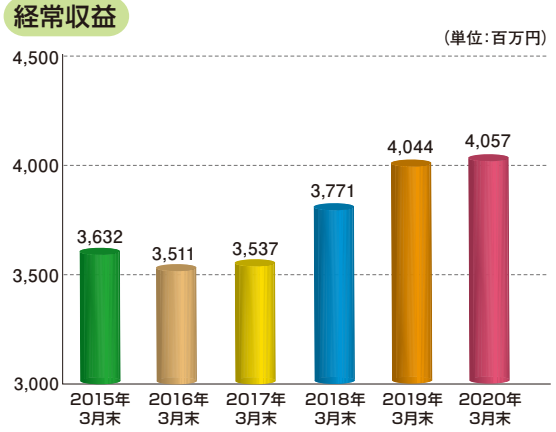

経常利益

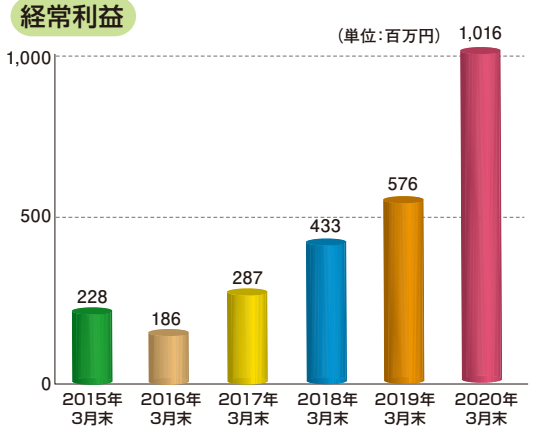

コア業務純益
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)

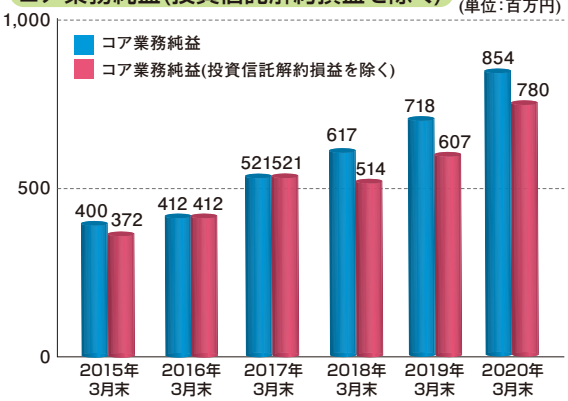

※「コア業務純益」とは、業務純益から有価証券の売却等損益と一般貸倒引当金繰入額を控除した中核となる収益

当期純利益

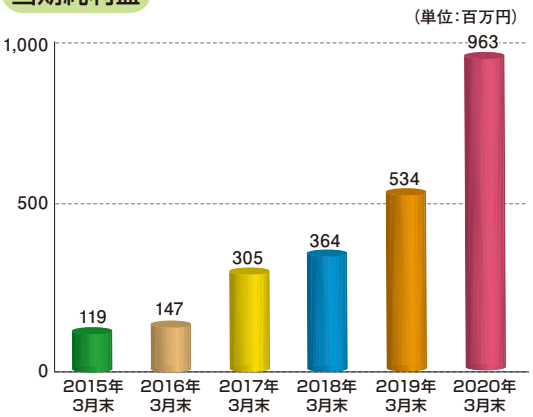

自己資本比率の状況

経営の健全性を示す自己資本比率は、順調な利益の蓄積により、前期比0.15ポイント上昇し、8.89%となりました。なお国内基準の4%を大きく上回っており健全性に問題はありません。

自己資本の額および自己資本比率の推移

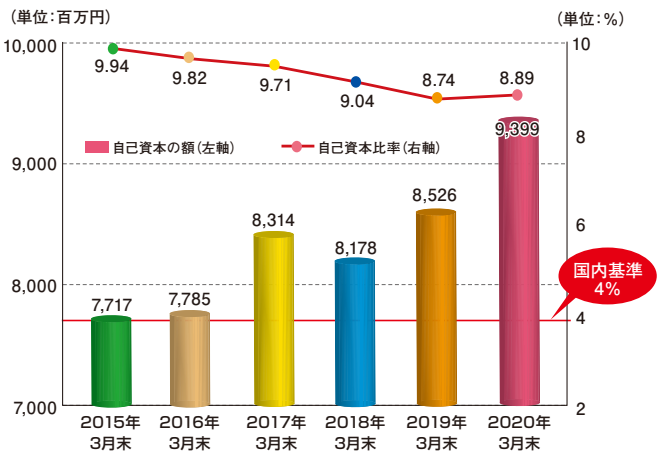

不良債権の状況

不良債権比率については、前期比0.48ポイント低下の7.85%となりました。不良債権の83%は担保や保証、貸倒引当金により高い保全率でカバーされ、残り17%は自己資本で十分カバーしており健全性に問題はありません。また当庫では可能な限り再生支援することを第一としていることから、積極的な不良債権比率の引下げは行っておりません。

■ 金融再生法による開示債権及び同債権に対する保全状況

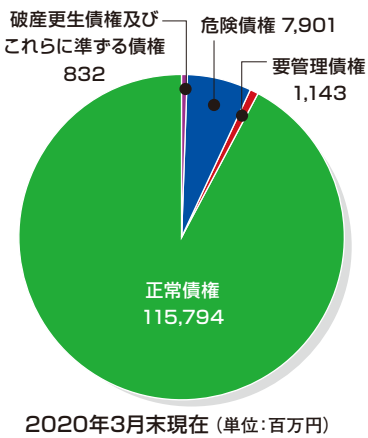

2020年3月末現在 (単位:百万円)

(単位:百万円)

債権の区分	2020年3月末
金融再生法上の不良債権(A)	9,877
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	832
危険債権	7,901
要管理債権	1,143
正常債権	115,794
合　計 (B)	125,671

保全額 (C)	8,243
担保・保証等	6,799
貸倒引当金	1,444
保全率(C)/(A)	83.46

不良債権比率(A)/(B)	7.85%

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権(以下、破産更生債権等という)です。

危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元金の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。

正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。

内部管理態勢の整備

内部管理態勢とは、金融機関のみならず、あらゆる事業体がその事業目的を適正に達成するために、その組織内において適用されるルールや業務プロセスを整備し適正に運用するシステムをいいます。

金融機関にとって内部管理態勢の整備は経営の根幹をなすものであり、また安全かつ健全な業務を行うための基盤となるものです。具体的には、コンプライアンスの徹底、リスク管理の高度化への対応、お客さま保護態勢の強化などに取り組むことにより、持続的成長を支える強固な経営基盤を整備・構築してまいります。

経営管理（ガバナンス）態勢

● 理事会

理事会は、全理事および監事（非常勤含む）で構成し、当金庫の業務遂行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督しております。

理事会は、原則、月1回開催しております。

● 常勤理事会

常勤理事会は、常勤理事の全員および監事で構成され、理事会の決議した方針に基づき、当金庫の業務推進に関わる基本方針および経営計画に関し、協議を行うとともに、金庫業務全般の管理・統括を行っております。

常勤理事会は、原則、週1回開催しております。また、必要に応じて臨時開催しております。

● 監事会

監事会は、常勤監事1名および非常勤監事2名により構成され、監査方針、監査計画に基づき、理事の職務執行や内部統制の整備、運用状況などについて厳正な監視を行っております。

監事会は、原則、理事会当日に開催しております。また、必要に応じて臨時開催しております。

● 内部監査

内部監査は、監査対象の被監査部門から独立した組織である監査部が、内部管理態勢の適切性、有効性を検証・評価し、問題点の発見・指摘にとどまらず、問題点の改善方法の提言を通じて経営目標の効果的な達成および適切なリスク管理に資することを目的として、営業店および本部の監査を実施しております。

● 各種委員会

当金庫の各種委員会は、業務執行状況の把握、法令等遵守、各種リスク管理の的確な管理などを目的として、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、マネロン等対策委員会、融資特別審議委員会、金利決定委員会等で構成されており、健全で透明性の高い企業風土の確立に努めております。

内部統制基本方針の概要

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号並びに同法施行規則第23条の規定に基づき、理事会で決議した以下の「内部統制基本方針」に則って、継続的に内部統制の整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 前号の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展や金融技術・情報技術の発達などにより、金融機関を取り巻く環境は、一段と多様化・複雑化しております。

当金庫では、経営の健全性と適正収益の確保を図るため、リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、各種リスクの状況を正確に把握し、適正にコントロールできるようリスク管理態勢の強化・充実を図っております。

具体的には、統合的なリスク管理に関する組織、事務分掌および職務権限等を定めた「リスク管理規程」を制定のうえ、年度ごとに「リスク管理方針」を策定し、リスク管理委員会等を中心にリスク管理態勢の強化・充実に取組んでおります。

■ リスク管理のための組織図

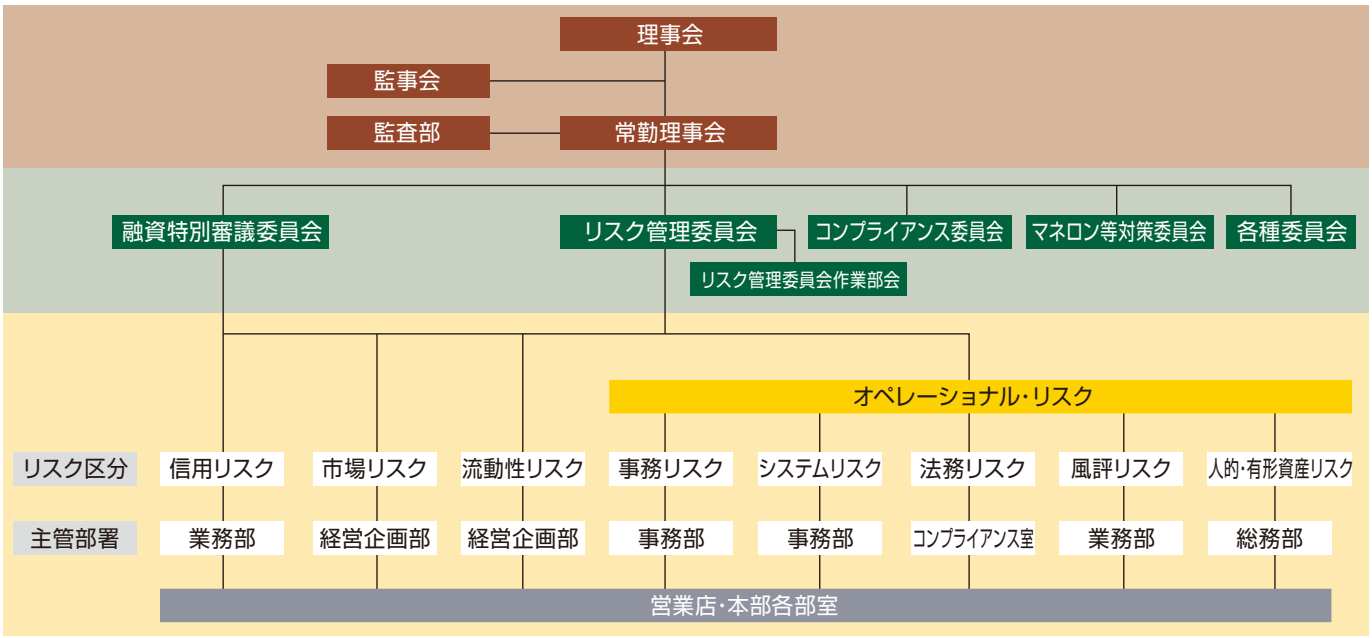

【信用リスク】

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営の悪化により、貸出金などの元本や利息の回収が困難になり、損失を被るリスクのことです。当金庫では、融資に関する基本原則を遵守し、事業計画や資金使途の妥当性、返済能力などを総合的に評価し厳正な審査・管理を実施しております。

【市場リスク】

市場リスクとは、金利、株価、為替等の変動により保有している金融資産・負債の価値が変動し、収益が不安定となるリスクのことです。当金庫では、市場リスク量の現状把握を行い、経済や金利の見通し等に基づいて、運用・調達の運営方針を決定しております。また、経営体力や期間収益に照らして、より適切な対応がとれるようリスク計測手法の向上に努めております。

【流動性リスク】

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや、予期せぬ資金の流失等により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる等により、損失を被るリスクのことです。当金庫では、資金繰りの状況を定期的に把握し、預金に対する支払可能資産の保有割合（支払準備率）により、適正な流動性の維持、管理を行っております。

【オペレーショナル・リスク】

○事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、監査部による監査を実施する一方、営業店・本部に自店検査を義務付け事務の堅確化に努めております。また、各種研修及び臨店指導を通じて事務処理能力の向上に努め、事故の未然防止に努めております。

○システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正使用などにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、しんきん共同センター（西日本センター）に加盟し、バックアップ体制の確保、システム障害発生時の対応体制および情報保護の組織体制の整備等により管理に万全を期しております。

○法務リスク

法務リスクとは、法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスクのことです。当金庫では、「法務リスク管理要領」に基づき、主管部署としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス委員会と連携した管理体制を構築しております。

○風評リスク

風評リスクとは、マスコミ報道、評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスクのことです。当金庫では、「風評リスク管理要領」に基づき、本部各部室が不断にモニタリングを行い、当金庫の経営に重大な影響を及ぼすと思われる事項について、速やかに対策がとれるよう適切な管理体制を構築しております。

コンプライアンス態勢

■ コンプライアンスの運営体制

当金庫はコンプライアンス推進のため以下の諸施策を実践しています。

1.「コンプライアンス憲章」、「コンプライアンス行動規範」を制定し、コンプライアンス重視の経営方針と役職員の行動基準を明示しております。
2. 法令等遵守に関する企画・立案、諸施策の管理や職員のコンプライアンス意識の高揚を図るために教育・啓蒙等を行っております。
3. コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。
4. 業務推進上遵守すべき諸規則及び実践するコンプライアンス・マニュアル等を策定・見直しし、全役職員に配付しております。
5. 常勤役職員を対象に外部講師による集合研修の実施や本部各部・営業店での内部研修等を実施し、コンプライアンスの強化を図っております。
6. 監査部が実施する内部監査項目にコンプライアンスに関する事項を織り込み、各種規則・法令等遵守状況等のチェックを行っております。
7. 法令違反等の未然防止と早期発見を目的に内部通報制度の充実に努めております。
8. 職員の倫理並びにコンプライアンス・マインドを向上させるために本部・各営業店にコンプライアンス担当者を配置し、倫理及び法令等遵守状況のチェックを実施しております。

◎当金庫は、今後も関連部門の連携強化及び役職員に対する教育を徹底し、全役職員一丸となってコンプライアンスの更なる向上に努めてまいります。

■ コンプライアンス憲章

1. 当金庫の経営陣は、コンプライアンスの中核としての役割を全うするとともに、確固たる企業倫理と遵法精神に則って経営にあたります。
2. 当金庫の役職員は、信用金庫の社会的責任と公共的使命を果たすうえで、コンプライアンスが全ての事業活動の根幹であることを理解し、法令、金庫内ルールはもとより、社会的規範についても厳格に遵守します。
3. 当金庫の役職員は、事業活動に関係する法令等の知識習得を図り、お取引先との金融取引等に際して、誠実かつ公正な業務執行とサービスの向上に努めます。
4. 当金庫の役職員は、経営情報の適切な開示に努めるとともに、お取引先に関する情報の管理には万全を期し、外部への情報漏えいを防止します。

■ コンプライアンス体制図

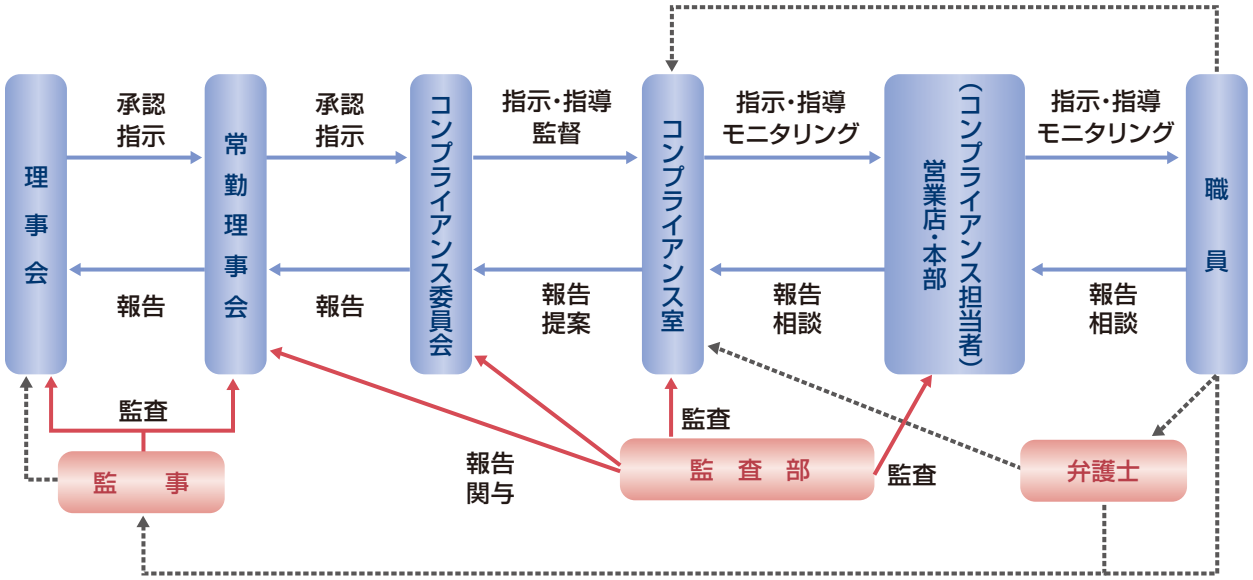

※ホットラインとは、違法行為やその疑いのある行為を発見した職員が直接通報することを言います。

←·····ホットライン

お客さま本位の業務運営への取組み

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

島根中央信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)は「経営理念」において「地域社会の発展に貢献し、ともに成長する信用金庫」を掲げています。中期経営計画では「地域のお客さまから支持されるための金融商品・サービスの提供」を宣言して地域で真っ先にご利用頂ける金融機関の実現を目指しております。

こうした中、当金庫はこれまで以上に地域社会へ貢献し、お客さまお一人お一人にご満足いただける金融機関を目指して「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。役職員一同、この方針に基づきお客さまの立場に立った金融商品、サービスの提供に努めてまいります。

1 お客さま本位の商品・サービスの提供

お客さまの安定的な資産形成に資するため、お客さまのニーズや目的、ライフプラン等々からご意向を丁寧にお聞きしてお客さまに最適な金融商品・サービスをご提供いたします。

なお、当金庫は現時点において、元本毀損リスクを有する投資信託や外貨建て保険商品等の投資目的金融商品を販売することは「お客さま本位の業務運営」にそぐわないものと認識しており取り扱っておりません。

アクションプラン

- ■上記の通り、現時点では元本毀損リスクのある金融商品等を取り扱っておりませんが、今後、お客さまのニーズをお伺いする中で必要に応じて金融商品・サービスの提供方針や商品ラインアップの見直しを検討いたします。
- ■保険商品の販売についても、外貨建て保険商品は現状の金融環境下においてお客さまにとって適切な資産形成に寄与しているとは考えにくいことから取り扱っておらず、主としてお客さまからのニーズの高いがん保険・給与サポート保険等の医療保険や、高齢化社会を見据えた認知症保険、また、福利厚生の充実や資産保全に備えた損害保険を取り扱っております。
- ■お客さまの様々なニーズやご要望をしっかりとお聞きしたうえで、ライフサイクルに応じた適切な商品をパッケージ化して商品・サービスをご提案いたします。
- ■当金庫の利益を優先することなく、またお客さまの利益が損なわれることのないように適切に利益相反の管理を行います。

2 お客さまへ分かりやすいご説明、情報の提供の実現

日頃からホームページあるいはパンフレットにより、ご提供する商品の内容等の情報を積極的に開示し、さらに、お客さまの知識・経験等に照らして書面等を活用しながら丁寧なご説明あるいは情報の提供を行ってまいります。

アクションプラン

- ■商品のご提案にあたっては、お客さまのニーズ・お取引目的・商品知識等をしっかりと把握して、商品の特徴・リスク等をご理解頂けるよう、わかりやすく丁寧にご説明いたします。
- ■お客さまにご負担いただく手数料及びその他費用については当金庫ホームページに「各種手数料一覧表」を掲載し、各営業店店頭に掲示してわかりやすくご説明いたします。
- ■商品販売後もお客さまとのリレーションシップの向上を図り、ライフステージに応じて適切なアフターフォローを行います。

3 お客さま本位の業務運営に向けた態勢整備

「お客さま本位の業務運営」の心構え、取り組み方を全体研修等により浸透を図り、本方針の実践を進めてまいります。日々の営業活動で得たお客さまからのご相談内容等を蓄積、共有化することによりお客さまの潜在的ニーズをいち早く把握し、多様なニーズに全庫一体となってお答えいたします。

アクションプラン

- ■計画的な研修や会議を通して全役職員に経営方針を浸透させ、コンプライアンスや利益相反に関する考え方の醸成に努め、商品・サービスの知識や販売スキルの向上によりお客さまへ最善のサービスを提供できる人材育成に取り組みます。
- ■各営業店や職員に対しての業績評価は、単に販売額や収益のみの評価とせず、お客さまの多様なニーズに適う取組みを評価する評価体系を構築いたします。

≪2019年度の取組状況≫

2019年度において、保険販売手数料は20百万円(うち医療保険等6百万円、損害保険14百万円)となっており、役務取引等収益の8.0%となっております。

なお、当金庫はお客さまとの利益相反の可能性のある関係会社は保有しておりません。

顧客保護等管理方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまの情報を、適性かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
5. 当金庫は、お客さまとの取引にあたって、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

※本方針において「お客さま」とは、すでに当金庫をご利用されている方およびご利用しようとされている方（申し込み手続き等を開始されている方）を意味します。
※お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受け入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」にもとづき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。
   その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、当金庫が定める庫内規程に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
   次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
   ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
   ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
   ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
   ④ その他お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
   ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
   ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
   ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
   ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署・責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
   また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は23ページ参照）またはコンプライアンス室（電話：0853－20－1000）にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03－3581－2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室」にお尋ねください。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、「コンプライアンス行動規範」「コンプライアンス規程」「反社会的勢力対応規程」等に則り、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保するとともに、関連部署の円滑な連携・協力体制のもと組織全体で対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供や不適切・異例な取引および便宜供与は絶対に行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放県民センター、弁護士などの外部専門機関等と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
   当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止が国際社会において金融機関に求められる責務であることを認識し、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築し、もって健全な金融システムの維持・発展に寄与すべく行動します。
2. 管理態勢
   理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止が経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、主管部門を定め、各部門と営業店が連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取組みます。
3. リスクベース・アプローチ
   リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
   適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。
5. 疑わしい取引の届出
   営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。
6. 資産凍結の措置
   テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
   継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
   マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

トピックス

一年間のあゆみ（2019年4月～2020年3月）

2019年

5月
- 斐川支店リニューアルオープン
- 出雲・平田・簸川地区スポーツ少年団野球大会開催
- Ｈｉ-Ｃｏ通帳導入（中国地区信用金庫初）
- 島根県中小企業家同友会との「包括的連携協力協定」締結

6月
- 「信用金庫の日」各店にてお客様イベント開催
- 第45期通常総代会の開催
- 金利上乗せ定期預金「地域応縁2019サマーVer.」発売

7月
- 島根県中小企業家同友会「スタートアップセミナー」開催
- 住宅ローン及びリフォームローン商品の一部改定
- 改正相続法における預貯金の仮払制度への対応
- 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策基本方針」制定

8月
- 大田市民のまつり「天領さん」に参加
- 日本赤十字社の献血サポーターとして当金庫本店で献血を実施
- 目的別ローン商品の一部改定
- 住宅ローン「夫婦連生団信」取扱開始

9月
- 保険販売商品に「たのしみ未来」「たのしみ未来（学資積立プラン）」を追加
- 金利上乗せ定期預金「地域応縁2019オータムVer.」「令和元年記念定期預金」発売
- 「受験生&教育ローン利用者応縁キャンペーン」実施
- 定期積金「夢かなえ～る」の商品拡充
- 「御縁」「創業応縁団」の商品改定

10月
- キャッシュレス・消費者還元事業へ決済事業者登録
- 預金関係規定の電子化（ＷＥＢ化）の実施
- しんきんＥＢサポートデスクによるＩＢ関連サポート開始

11月
- 金利上乗せ定期預金「地域応縁2019ウインターVer.」「令和Ⅱ」発売
- 第5回「遺言・相続無料相談会」開催
- 「中央しんきん・島根県中小企業家同友会出雲支部石見支部合同例会」開催
- 「中央しんきん中小企業家同友会メンバーズローン」の発売
- 「サイバーセキュリティ基本方針」制定

12月
- ＮＨＫ「歳末たすけあい」「海外たすけあい」の取扱い
- 創立７０周年記念誌の作成・配布

2020年

1月
- 「新年賀詞交換会」開催（出雲会場・大田会場）
- 「中央しんきん・島根県中小企業家同友会出雲支部合同例会」開催

2月
- 「しんきん通帳アプリ」の取扱開始
- 「新生活応縁&マイカー・教育ローンキャンペーン」実施
- 「資産形成定期積金」倍率アップキャンペーン実施
- 新型コロナウイルス相談窓口設置
- 「新型コロナウイルス対策特別融資（プロパー資金）」発売
- 日本政策金融公庫共催「企業家フォローアップセミナー」開催

3月
- 日本赤十字社の献血サポーターとして当金庫本店で献血を実施
- 神門支店を出雲西支店内に移転（店舗内店舗）
- 松江支店新店舗地鎮祭
- 金利上乗せ定期預金「地域応縁2020スプリングVer.」発売
- 「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金（協会付）」発売

地域経済活性化への取組み

新年賀詞交換会の開催

1月6日（月）出雲会場、7日（火）大田会場にて、初の当金庫主催新年賀詞交換会を開催致しました。多数のお取引先の皆様にご参加いただき大変な熱気と盛り上がりに包まれた賀詞交換会となりました。

出雲会場の様子

大田会場の様子

島根県中小企業家同友会との「包括的連携協力協定」の締結

島根県中小企業家同友会と「包括的連携協力協定」を締結し、合同で勉強会やセミナーを開催しました。当金庫と島根県中小企業家同友会が連携・協力することで、中小企業が抱える経営上の各種課題を解決し、中小企業の発展を後押しすることによる地域経済の活性化を目的としています。

社会貢献活動

中央しんきんでは、地域のための協同組織金融機関として、良質な金融サービスの提供だけでなく、地域の文化や経済の発展に少しでも貢献したいと考え、積極的な活動を展開し、地域との結びつきを大切にして「心 ふれあい 親・近・感」をモットーに地元を愛し、愛される信用金庫を目指しています。

環境・福祉活動への取組み 《献血活動の実施》

地域社会の皆さまの健康な暮らしに貢献するため、長年にわたり献血事業へ協力しております。また、日本赤十字社の献血サポーターに登録しております。

地域行事・イベントへの参加

大田市民のまつり「天領さん」に参加

大田市の夏恒例のイベント「天領さん」に今年も多数の役職員が参加し、天領踊りで祭りを盛り上げました。

スポーツ振興への支援

出雲・平田・簸川地区スポーツ少年団野球大会の主催

次世代の人材育成のため、子ども達の活動を支援しています。2019年5月3日～5日に出雲ドームを主会場として22チームによる熱戦が繰り広げられました。

［経営セミナーの開催］

［信用金庫の日］

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 2019年度の実績

島根中央信用金庫は、地域社会の発展に貢献し、ともに成長することを経営理念に定めています。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みにおいて、地域の中小企業や個人のお取引先等に対し円滑な資金提供をするとともに、ニーズや課題に合わせたきめ細かな対応をおこなっていくことで、信用金庫としての「使命」を果たし、適切なリスク管理体制のもと、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを掲げております。

地域経済は、高齢化や人口減少、空洞化といった従来からの構造的な課題を抱えており、私どもの主要な取引先である中小零細企業の多くは、景気循環の影響を受けやすい状況にはありますが、引き続き経営改善計画の策定支援や中小企業診断士などの専門家派遣など、お客さまの事業展開にとって最善の方策をご提案できるよう連携を密にし、会員たる中小企業等の皆さまに必要な資金を安定的に供給するなどの課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んでまいります。

地域金融仲介機能の十分な発揮

地域経済の活性化や健全な発展のために、地域の中小企業等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、地域金融機関が地域の関係者と連携・協力しながら中小企業との経営努力を積極的に支援していく取組みを実施しています。

金融仲介機能のベンチマーク（共通１）

当金庫がメインバンク（融資残高１位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数

メイン先数	メイン先の融資残高	経営指標が改善した先数
965 社	526 億円	661 社

経営指標等が改善した先に係る３年間の事業年度末の融資残高の推移

2018年3月	2019年3月	2020年3月
353 億円	369 億円	374 億円

顧客のライフステージ等に応じた支援

経営改善支援指導の強化の取組みにおいて、中小企業再生支援協議会との連携、外部機関と協力し、経営アドバイスや改善策、経営情報等を提供する経営セミナー（個別相談会含む）を開催し、経営改善支援体制を構築し、経営改善計画策定支援に取組んでいます。

金融仲介機能のベンチマーク（共通4）

ライフステージ別の与信先数（先数単体ベース）、及び、融資額

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	2,873社	112社	92社	823社	50社	121社
ライフステージ別の与信先に係る年度末の融資残高	831億円	12億円	70億円	396億円	20億円	73億円

創業期のご支援

2018年10月1日に当金庫の本店所在地である出雲市において、4つの商工団体、2つの行政委託団体、日本政策金融公庫と共に、「創業・第二創業・事業承継」に係る連携支援「御縁」の協定を締結しました。「御縁」は、支援機関がそれぞれの専門性を活かし、相談者情報を共有する事により、ワンストップで、相談者のステージに応じた支援メニューの提供を行い、初期段階から実現後のフォローまで相談者に伴走して支援する取組です。当締結に合わせて、創業・第二創業・事業承継に対応した商品「創業応縁団」「御縁」による支援を行っています。

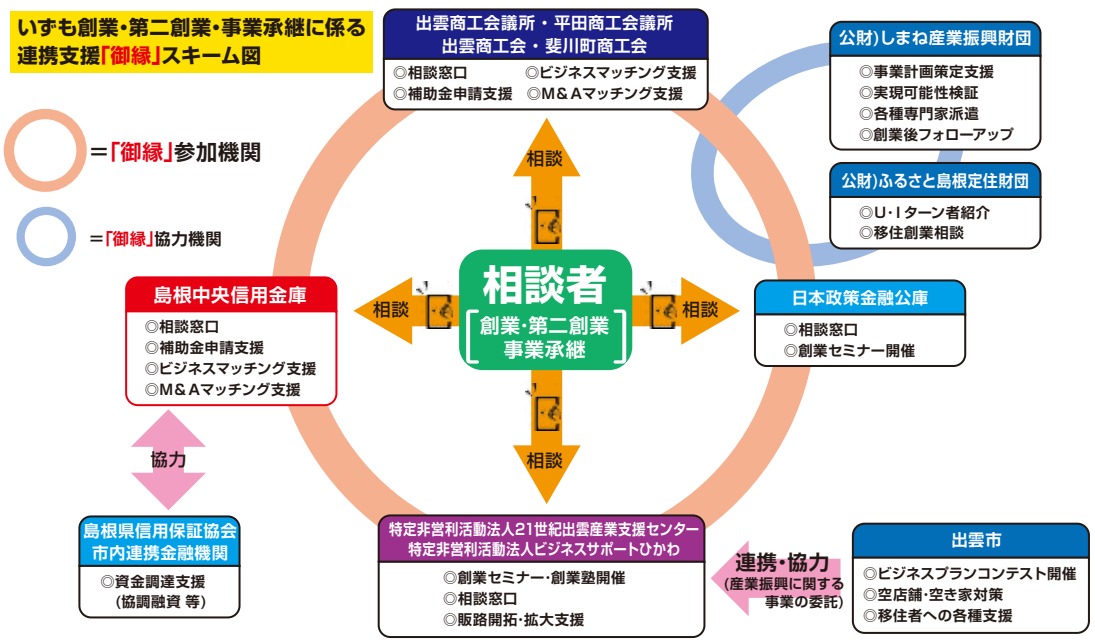

経営セミナー	「日本政策金融公庫との企業家フォローアップセミナー」 2020年2月21日(金):17名参加 共催:日本政策金融公庫 後援:出雲市　特定非営利活動法人21世紀出雲産業支援センター　島根県事業引継ぎ支援センター 島根県事業承継ネットワーク事務局 ■企業家、経営者のためのいまさら聞けないマーケティング4つの基本。
外部連携	外部連携 島根県経営力強化アドバイザー派遣事業、信用保証協会「結」、しまね産業振興財団、ミラサポ等、29件の外部連携を実施

成長段階のご支援

成長段階にある中小企業者の販路拡大のため、信金業界と協力し、支援の取組を行っております。

販路開拓・新製品開発等支援	28 社

事業承継・M&A支援実績

事業承継支援	8 件
M&Aにつながった支援	2 件

金融仲介機能のベンチマーク(共通5)

金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合

	先　数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	73 先	108 億円
上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	2.5%	13.0%

金融仲介機能のベンチマーク(選択7)

地元の中小企業与信先のうち、無担保与信先数、及び、無担保融資額の割合

	地元中小企業先数①	地元中小企業向け融資残高②	無担保融資先数③	無担保融資残高④	③／①	④／②
地元の中小企業融資における無担保融資先数(先数単体ベース)、及び無担保融資額の割合	2,623 先	768 億円	1,635 先	154 億円	62.3%	20.1%

金融仲介機能のベンチマーク(選択9)

地元の中小企業与信先のうち、無保証のメイン取引先の割合

	地元中小企業先数①	無保証メイン先数②	②／①
地元の中小企業与信先数のうち、無保証のメイン取引先数の割合	2,623 先	764 先	29.1%

金融仲介機能のベンチマーク(選択10)

中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合

	中小企業向け融資残高①	保証協会付融資残高②	100%保証付融資残高③	②／①	③／①
中小企業向け融資のうち、信用保証協会付き融資額の割合及び100%保証付融資額の割合	768 億円	157 億円	31 億円	20.4%	4.0%

金融仲介機能のベンチマーク(選択11)

経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合

	全与信先数	ガイドライン活用先数	割　合
経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合	2,873 先	381 先	13.26%

金融仲介機能のベンチマーク（選択２）

メイン取引先数の推移、及び全取引先数に占める割合

	2020年3月	2019年3月	2018年3月
メイン取引（融資残高1位）先数の推移	965 先	930 先	911 先
全取引先数に占める割合	33.6%	33.9%	30.6%

低迷期・再生期のご支援

当金庫では、取引先企業の事業の実態をよく理解し、融資やコンサルティングに取組むことにより企業の向上や生産性向上につながり課題解決に取組んでいます。

金融仲介機能のベンチマーク（共通２）

	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	142 先	5 先	3 先	134 先

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2019年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は149件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は4.4%、保証契約を解除した件数は7件でした。

「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申出はありませんでした。

地域の面的再生への積極的参加

地域の問題・課題解決のために取り組む事業に対する融資、ＮＰＯへの融資など、商工会議所等と協力して、創業新事業の公的補助金、公的支援の活用のアドバイスなどを実施しています。また、商店街の活性化支援、観光産業の活性化支援、アドバイザー派遣、中小企業再生支援協議会との連携、観光スポットの紹介やイベントの開催等を実施しています。

1. 信用金庫ネットワークを利用した年金旅行・旅行友の会の島根県への誘致

年金旅行・年金友の会	2信用金庫　　100名

経営改善支援の取組み実績

経営改善支援の取組実績取組は、支援対象先94のうち、支援先および実抜改善計画策定先75先に対して取組を行い7先のランクアップとなりました。

		初期債務者数	うち経営改善支援取組み先数	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数	αのうち再生計画を策定した先数	経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
		A	α	β	γ	δ	α／A	β／α	δ／α
正　常　先	①	2,195	12		8	8	0.5%	0.0%	66.7%
要注意先 うちその他要注意先	②	253	52	2	48	40	20.6%	3.8%	76.9%
要注意先 うち要管理先	③	7	4	1	3	4	57.1%	25.0%	100.0%
破綻懸念先	④	174	25	3	22	22	14.4%	12.0%	88.0%
実質破綻先	⑤	50	1	1	0	1	2.0%	100.0%	100.0%
破　綻　先	⑥	12	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
小　計（②～⑥の計）		496	82	7	73	67	16.5%	8.5%	81.7%
合　　計		2,691	94	7	81	75	3.5%	7.4%	79.8%

（注）・初期債務者区分は2019年４月当初時点で整理しております。
・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業者を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンの先を含みません。
・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβには含めません。
・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「その他要注意先」にランクアップした場合はβに含みます。
・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。
・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。
・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。
・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「ＲＣＣの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

新型コロナウイルス感染症にかかる課題解決支援に向けた取り組みについて

島根中央信用金庫では、新型コロナウイルス感染拡大により、事業活動に影響を受けておられる事業者の皆さまを支援させていただくため、2020年2月19日(水)に全営業店に「新型コロナウイルス感染症」に関する相談窓口を設置し、迅速な新規融資対応やお客さまの実情を踏まえた条件変更対応等の資金繰り支援の他、商品や部材のマッチングサービス、給付金や助成金等の活用による支援を柱に事業継続に向けた支援に全力を挙げて取り組んでいます。

また、県内の飲食店を応援するためテイクアウト・デリバリー可能な飲食店をHPにて紹介、当庫オリジナルマスクケースを作成し無償配布を行うなど、地域の皆さまに寄り添いながら今後とも支援の取組を行ってまいります。

これまでの取組状況について

2020年2月19日	全営業店に「新型コロナウイルス感染症」に関する相談窓口の設置
同　日	新型コロナウイルス対策特別融資(プロパー資金)取扱開始
2020年3月 9日	令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金(制度融資)取扱開始
2020年3月18日	島根県漁業振興資金(令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金)取扱開始
2020年4月 1日	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「つなぎ融資」の取扱開始
同　日	日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別融資」、商工組合中央金庫「危機対応融資」のご案内開始
2020年4月14日	新型コロナウイルス対策専用「マッチングサービスのご案内」
2020年5月 1日	民間金融機関における実質無利子・無担保融資 「新型コロナウイルス感染症対応資金」及び「新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度)」取扱開始
2020年5月 2日 ～5月 6日	ゴールデンウィーク期間中「新型コロナウイルス休日相談窓口」を設置
2020年5月 7日	新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられたお客さまに対する「融資関連手数料」の一部を免除
2020年5月14日	テイクアウト・デリバリー可能な飲食店を当金庫HPに掲載
2020年6月 1日	中央しんきん「持続化給付つなぎ資金」、「雇用調整助成金つなぎ資金」、「家賃支援給付金・その他公的給付金・助成金つなぎ資金」の取扱開始
2020年6月15日	中央しんきん　オリジナルマスクケース(マスク1枚入り)無償配布開始(30,000枚)

金融円滑化に向けた取組み

島根中央信用金庫(理事長　福間均)では、平成25年3月31日を以って終了いたしました「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、金融円滑化法という。)に対しては、同法の期限到来後も従前と変わらず、方針・体制等を整備し、中小企業および個人のお客さまからの貸付条件変更等の金融円滑化に係るご相談・申込みに対して引き続き真摯に対応しております。

また、積極的にコンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営課題や問題点に応じた最善の解決策をお客さまの立場に立って提案し、専門家や他業態を含めた関係機関と連携を図りながら、経営改善支援に取組んでまいります。

1. 金融円滑化管理に関する基本方針について

当金庫は、非営利の協同組織金融機関として、相互扶助の経営理念の下、こうした取組みを自らの社会的使命と考えており、内外の経済情勢等に左右されることなく、これからも愚直に実践していく所存です。

したがって、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、会員たる中小企業等から貸付条件の変更等の申し出があった場合には、それを真摯に受け止め、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等も活用しつつ、引き続ききめ細かな対応を行ってまいります。

2. ご返済の条件の変更等の対応を適切に把握するための体制について

①「金融円滑化ご相談窓口」の設置

全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置し、「金融円滑化対応責任者」および「金融円滑化担当者」を配置し、お客さまのご相談に親身で迅速な対応を進めてまいります。

②「金融円滑化ご相談ダイヤル」の設置

全営業店及び本部に「金融円滑化ご相談窓口」、本部内(業務部)に「金融円滑化ご相談」専用フリーダイヤルを設置し、受付対応しております。

「専用フリーダイヤル」は下記の通りです。

連絡先　業務部

①フリーダイヤル番号　0120-808-614(直通)

②受付時間　営業日の午前9時～午後6時

③金融円滑化管理責任者等の設置

金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門を業務部とし、金融円滑化管理部門の担当理事を「金融円滑化管理責任者」として配置しております。

さらに業務部内に、組織横断的に「金融円滑化対応チーム」を設置し、細やかに対応する体制を整備するとともに、お客さまに対する経営改善支援や事業再生支援を業務部内で連携し取組んでおります。

④理事会の役割

理事会は、金融円滑化管理に係る最終意思決定機関として、当金庫の経営方針及び内部管理基本方針を踏まえた金融円滑化に関する管理方針(以下、「金融円滑化管理方針」という。)を定め、金融円滑化管理方針に基づき「金融円滑化管理規程」を策定し、金融円滑化管理方針の周知徹底を図るとともに、定期的または必要に応じて管理体制の整備・改善を図るための指示を行います。

⑤常勤理事会の役割

常勤理事会は、金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理責任者を定めるとともに、金融円滑化業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等の適切な実施を図るとともに、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する重要な事項について協議し、必要ある場合は理事会に付議・報告することで、管理体制の改善を図っております。

⑥返済の条件の変更等の申込・相談にかかる管理態勢

お客さまからのご返済条件の変更等のお申込みや相談があった場合には、全営業店で制定書式に沿って記録・保管するとともに進捗状況の管理を徹底しております。また、業務部が定期的に取組状況を検証し、関連部と連携し、必要に応じて改善及び指導を行っております。さらには、貸付条件の変更等申込みを謝絶した場合又は債務者が取下げた場合、並びに苦情相談を受けた場合には、その理由や内容等を可能な限り具体的に記録保存します。

3. ご返済の条件の変更等の対応を適切に把握するための体制について

お客さまからの新規のお借入やご返済条件の変更等にかかる苦情相談をお受けするために各営業店に設置しております「金融円滑化ご相談窓口」とは別に、本部コンプライアンス室に、専用フリーダイヤルを設置しホームページに掲載しております。

謝絶理由等に対して、お客さまのご理解が得られない場合には、苦情事案として真摯に受け止め、関連部と協議し、諸規程に則り積極的かつ公平、誠実に対処し、迅速な対応を行ってまいります。

「苦情相談窓口」は下記の通りです。

連絡先　コンプライアンス室

①フリーダイヤル番号　0120-201-997(直通)

②受付時間　営業日の午前9時～午後5時

4. 中小企業のお客さまの事業についての改善または再生の支援を適切に行うための体制について

当金庫は経営指導、経営改善支援、再生支援を行うための部署を業務部法人支援推進課として従前より企業支援に注力しており、業務部内での連携、或いは営業店との連携を図り、貸付条件等の変更を行ったお客さまには経営状況に関して継続的なモニタリングを通して経営支援に取組んでおります。

さらには経営改善計画の策定支援等を通じて、関係金融機関等との連携を十分に図りながら、金融仲介機能コンサルティング機能を発揮し積極的に事業改善、事業再生に取組んでまいります。

役員・組織

役員一覧

（2020年6月19日現在）

理事長（代表理事）	福間　均	理事	遠藤充子	常勤監事	原　雅彦
専務理事（代表理事）	田中敏行	理事	福代明正	監事	川上眞次
常勤理事	島林秀樹	理事	田平篤	監事	福田真也
常勤理事	山本雅信				
常勤理事	壷倉浩平				

※理事　遠藤充子、福代明正、田平篤は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。
※監事　川上眞次、福田真也は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

会計監査人の氏名又は名称

有限責任監査法人トーマツ　（2020年3月末現在）

組織図

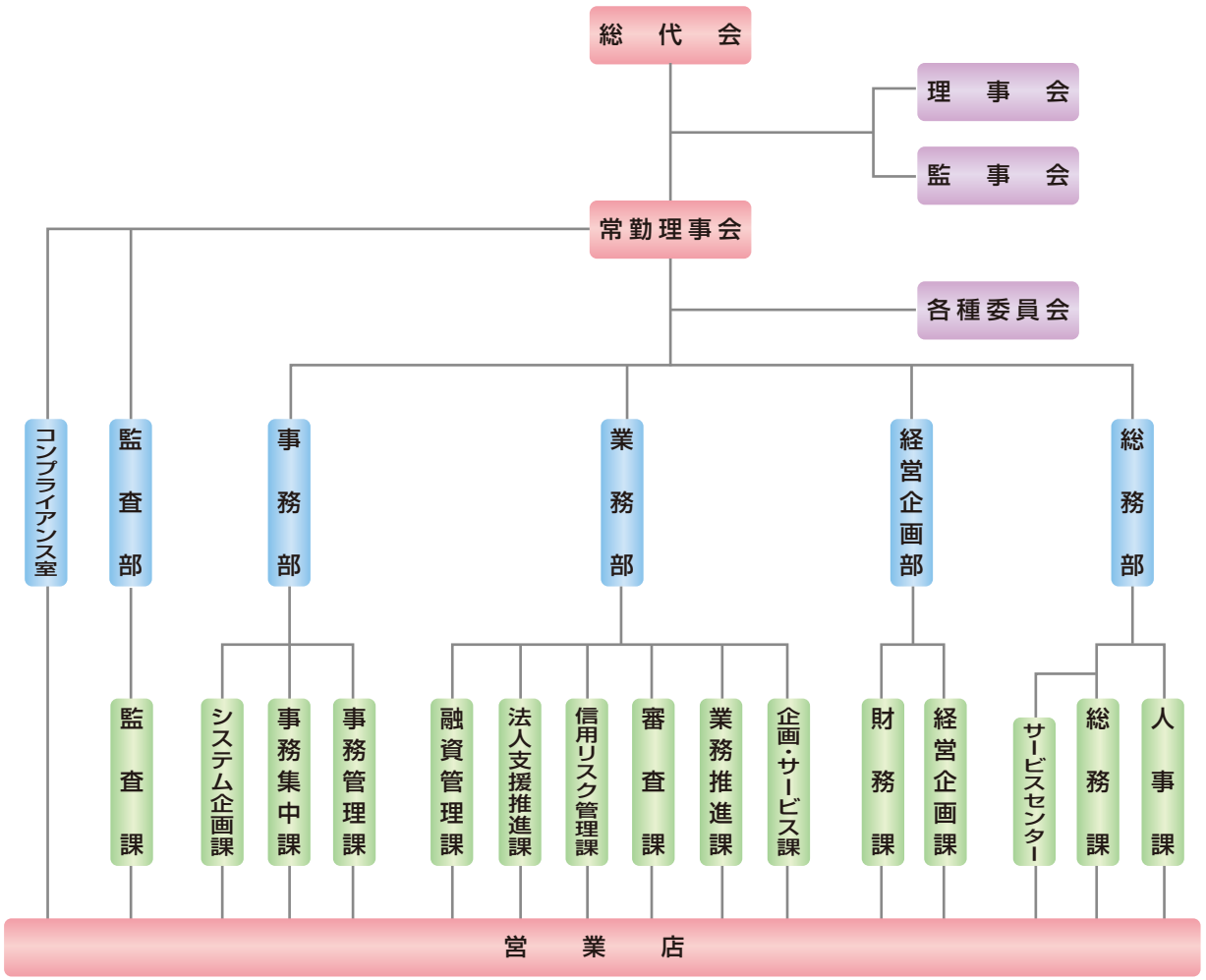

総代会の仕組みについて

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫は、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代会や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

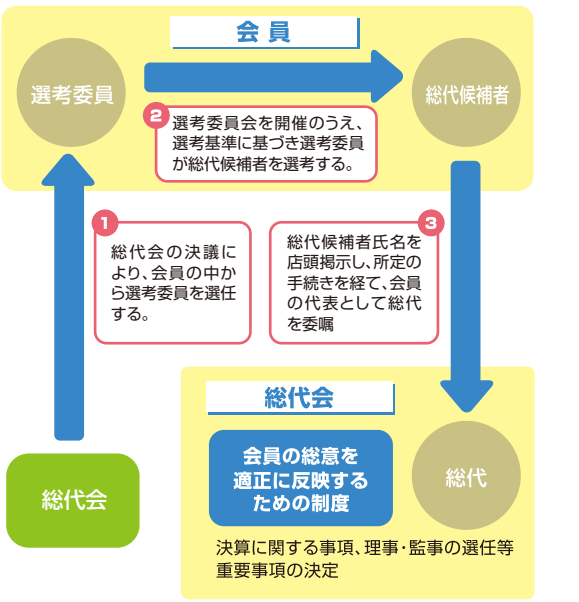

総代候補者の選考基準

(1)資格要件

①当金庫の会員であること。

②総代就任時年齢が満72歳を超えない会員であること。

(2)適格要件

①当金庫の理念・使命をよく理解していること。

②良識を持って正しい判断ができる人であること。

③地域における信望が厚く総代として相応しい人であること。

(3)その他

①男女共同参画社会への適応を図るため、女性総代の選任に努めるものとする。

総代とその選任方法

(1)総代の任期・定数

①総代の任期は3年です。

②総代の定数は、60人以上120人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
なお、2020年3月31日現在の総代数は118人で、会員数は30,135人です。

(2)総代の選任方法

①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

●総代が選任されるまでの手続

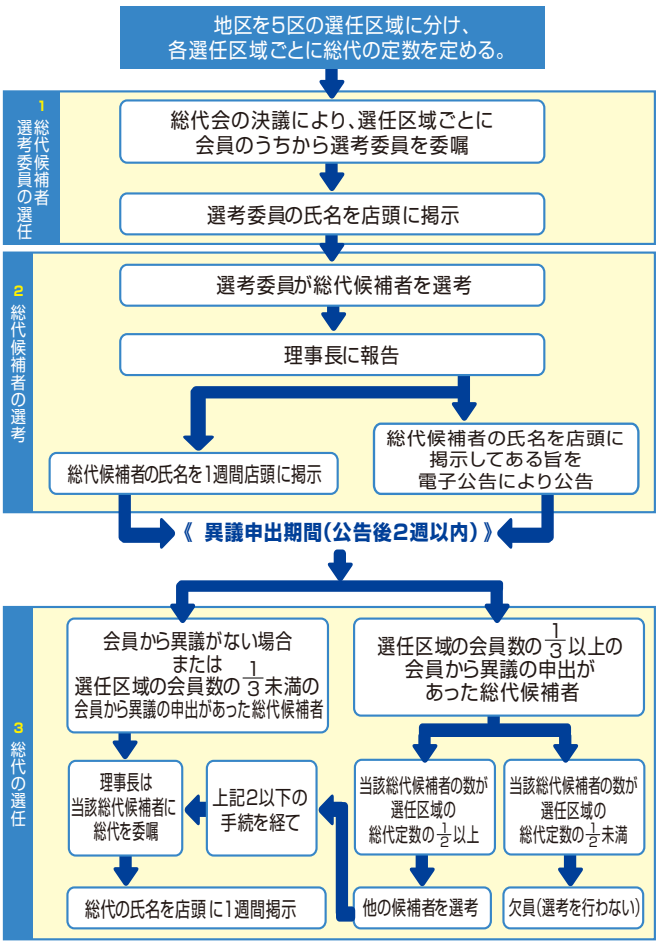

第46期通常総代会の決議事項（開示）

総代会開催日　2020年6月19日（金）

第46期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認・可決されました。

（1）報告事項

第46期業務報告、貸借対照表および損益計算書の報告について

（2）決議事項

第1号議案　第46期剰余金処分案承認について
第2号議案　定款の変更について
第3号議案　会員の選定脱退（除名）について

総代の氏名等

（2020年5月31日現在）（敬称略）

選任区域		人数	氏名
1区	出雲市	64人	青野　隆一④　吾郷　直之⑦　小豆澤貴洋①　飯島　明子②　池田　哲夫④　池淵　俊雄⑨ 石飛　卓郎②　石原　一徳④　今岡　一朗④　岩成　健治④　内田　雄治①　江角　洋暢④ 江田　朋之①　尾原　邦彦⑩　小村　隆一⑩　小村　洋司④　海田　洋平①　金山　治正③ 金山　均②　金築　邦彦②　金築　孝佳①　北脇　文久⑩　日下　真二②　佐藤　幸一④ 塩野　裕士②　昌子　剛④　園　裕⑩　高橋　章②　高橋　伸和⑤　武永　敏幸④ 土江　正人④　常松　栄①　栂野ちあき②　内藤　輝一③　内藤　晴夫⑥　中島　雄三④ 永田　泊④　中林　直文②　成瀬　達郎④　林　不動⑧　原　昭久②　原田　明成③ 萬代　輝正⑥　日野　友晴⑤　樋野　祐二③　平井　昇④　福代　秀洋⑥　福田　弘道⑩ 福間　正純③　藤江　信賢③　前島　健二③　丸山　茂⑩　三加茂吉己⑨　三島　一男② 森立　隆幸①　森山　信雄⑩　矢田　信一⑥　山尾　哲彦③　山崎　茂樹④　山本　成二③ 吉川　良一⑩　和田　晶夫④　渡部　英治⑦　渡邊　一①
2区	大田市	23人	安藤　正①　石橋　秀利⑫　大島　雅俊②　小川　俊二④　小川　知興①　金田　慶三② 川口　登⑥　近藤　尚男①　田中　礼祐①　谷本　隆臣⑨　知野見哲治④　中島　浩司① 中間　功①　中村　栄①　難波　治夫⑧　波多野　諭⑧　平田　満③　福田　弘吉③ 堀　博彦⑩　森山　康仙①　山下　正一②　若林　邦宏⑥　和田　一成⑥
3区	松江市　他	8人	青戸　雄一②　門脇　豪②　小山　満④　幡　好明④　平儀野健一①　平儀野好美① 廣戸剣一郎②　宮脇　和秀⑥
4区	江津市　他	8人	井上　信治③　尾前　豊⑥　木村　博紀⑧　坂根　敦子③　滝田　久巳⑥　濱松　秀俊④ 宮津　秀行⑤　森下　幸生①
5区	邑智郡 広島県三次市 その他	15人	上里　康弘②　池田　宗雄⑨　石塚　良英⑩　石橋　純二⑥　市原　敏雄②　上原　謙二③ 漆谷　傳①　垣﨑　正紀⑥　河村　健司④　河野　勝信①　斉木　孝④　勢田　幸憲① 出合　和広②　野田　貴之②　溝邊　達仁②

（注）1. 氏名の後の数字は総代への就任回数を表しています。
2. 旧出雲信用組合（平成18年11月に合併）より引続き総代に就任いただいている場合は、合併前からの就任回数としております。

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人役員92.37%、個人事業主6.78%、個人0.85%
年代別	70代以上27.97%、60代30.51%、50代23.73%、40代以下17.80%
業種別	製造業15.38%、鉱業・砕石業・砂利採取業1.71%、建設業30.77%、運輸業・郵便業2.56%、卸売業・小売業24.79%、不動産業0.85%、宿泊業1.71%、飲食業3.42%、生活関連サービス業・娯楽業2.56%、医療・福祉4.27%、その他サービス11.97%

（注）業種別の構成比は、法人役員、個人事業主に限ります。

主な手数料一覧表 （2020年7月15日現在）

為替手数料

	振込区分			3万円以上	3万円未満
窓口扱振込手数料	当金庫あて（同一店内あて含む）	口座振替	会員	330円	110円
			非会員	440円	220円
		現金		550円	550円
	他行庫あて	口座振替	会員	770円	550円
			非会員	880円	660円
		現金		1,100円	1,100円
ATM振込手数料※	当金庫カードによる振込	当金庫あて（同一店内含む）		無料	無料
		他行庫あて		660円	440円
	他行庫カード・現金による振込	当金庫あて（同一店内含む）		330円	220円
		他行庫あて		770円	550円
自動振込サービス	当金庫あて（同一店内含む）			110円	55円
	他行庫あて			660円	440円
テレホンバンキング振込手数料	当金庫あて（同一店内含む）			無料	無料
	他行庫あて			660円	440円
個人インターネットバンキング振込手数料	当金庫あて（同一店内含む）			無料	無料
	他行庫あて			220円	220円
法人インターネットバンキング振込手数料	当金庫あて（同一店内含む）			110円	55円
	他行庫あて			660円	440円
FB・HB振込手数料	当金庫あて（同一店内含む）			220円	110円
	他行庫あて			660円	440円

※視覚障がいまたはその他の障がいで、ATMの利用が困難なお客様の窓口での振込手数料は、ATMでの振込手数料と同額といたします。
※ATM振込手数料につきましては上記手数料に加え、別途「ATM利用手数料」欄のお引出のご利用手数料が必要となります。

代金取立手数料

代金取立手数料※	同地扱い（同一手形交換所内）	自店あて	無料
		当金庫本支店・他行あて	220円
	隔地扱い（同一手形交換所外）	当金庫本支店	440円
		他行庫あて（集手扱）	660円
		他行庫あて（個別扱）	880円
		他行庫あて（至急扱）	1,100円

※同一手形交換所内の本支店・他行庫の小切手入金についても手数料が必要となります。

両替手数料（1回あたり）

紙幣・硬貨枚数	手数料
1枚～49枚	無料
50枚～500枚	330円
501枚～1,000枚	660円
1,001枚～1,500枚	990円
以降500枚ごとに	（330円加算）

※当金庫職員による集配金も対象とします。
※紙幣・硬貨枚数は持込枚数またはお受取枚数のいずれか多い方の合計枚数を基準にします。
※次の両替は従来どおり無料とします。
①新券への両替（同一金種への両替のみ）
②汚損した現金の交換、記念硬貨の両替

当座預金関連手数料

一般口座	小切手帳（署名有り）	1冊50枚	770円（880円）
	約束手形帳（署名有り）	1冊50枚	880円（990円）
	為替手形帳	1冊25枚	440円
マル専口座	口座開設手数料	1口座	3,300円
	マル専手形用紙代	1枚	550円

その他手数料

通帳・カード・証書等再発行手数料		1件	1,100円
残高証明書等発行手数料（住宅資金の年末残高証明書、利息証明書を含む）	当金庫所定用紙	1申込	550円
	当金庫所定用紙以外	1申込	1,100円
テレホンバンキング基本手数料（振込サービス利用のみ）		1ヶ月	110円
インターネットバンキング基本手数料	個人	1ヶ月	無料
	法人 口座振替	1ヶ月	無料
	法人 オンライン取引	1ヶ月	1,100円
	法人 全取引	1ヶ月	3,300円
ファームバンキング基本手数料		1ヶ月	3,300円
情報開示手数料		1開示請求	1,650円
夜間金庫使用料	基本契約料	1ヶ月	2,200円
	入金帳	1冊100枚	3,300円
貸金庫使用料		年間	5,280円

融資関連手数料

ローンカード再発行手数料			1枚	1,100円
事業者カードローン、保証協会保証付当座貸越における口座維持手数料	大型Sライン		1口座	5,500円
	上記以外		1口座	2,200円
融資証明書発行手数料			1通	11,000円
住宅ローン手数料（リフォームローンを含む）	ぬくもり	融資手数料	1取引	44,000円
		一部繰上償還	1取引	55,000円
		全額繰上返済	1取引	110,000円
	フォーエバー	融資手数料	1取引	44,000円
		一部繰上償還	1取引	55,000円
		全額繰上返済	1取引	110,000円
	だんらん	融資手数料 500万円以下	1取引	22,000円
		融資手数料 500万円超	1取引	33,000円
		変動金利・固定金利選択時（借入時は不要）	1取引	5,500円
		一部繰上償還	1取引	55,000円
		全額繰上返済	1取引	110,000円
	一般（無担保）	融資手数料（機関保証除く） 300万円以下	1取引	3,300円
		融資手数料（機関保証除く） 300万円超	1取引	5,500円
		一部繰上償還	1取引	3,300円
		全額繰上返済（期間別に設定）	1取引	1,100円～3,300円
プロパー事業性証書貸付繰上返済手数料（2019年4月1日以降契約分より）		一部繰上償還	1取引	55,000円
		全額繰上返済	1取引	110,000円
アパートローン手数料	変動金利・固定金利選択時（借入時は不要）		1取引	5,500円
	一部繰上償還・全額繰上返済		1取引	繰上償還額×1%×1.10
不動産担保取扱手数料（但し、住宅・リフォームローンを除く）	（根）抵当権の新規設定	担保取得設定金額 1,000万円未満	1取引	11,000円
		担保取得設定金額 1,000万円以上5,000万円未満	1取引	22,000円
		担保取得設定金額 5,000万円以上	1取引	33,000円
	（根）抵当権の極度額変更・解除		1取引	11,000円
返済条件変更手数料	証書貸付（プロパーの割賦返済、住宅・アパートローン含む）		1取引	5,500円

※住宅ローン「ぬくもり」「フォーエバー」「だんらん」の一部繰上償還手数料・全額繰上手数料につきましては、契約時期によって手数料が異なります。

ATM利用手数料

	曜日	ご利用時間帯 ＼ ご利用カード	当金庫カード	他信用金庫カード	他行カード
お引出し	平日（祝日を除く）	8:00～8:45	110円	110円	220円
		8:45～18:00	無料	無料	110円
		18:00～21:00	110円	110円	220円
	土曜（祝日を除く）	8:00～9:00	110円	110円	220円
		9:00～14:00	無料	無料	220円
		14:00～21:00	110円	110円	220円
	日曜・祝日・年末年始	8:00～21:00	110円	110円	220円
お預入れ	平日（祝日を除く）	8:00～8:45	無料	110円	220円
		8:45～18:00		無料	110円
		18:00～21:00		110円	220円
	土曜（祝日を除く）	8:00～9:00		110円	220円
		9:00～14:00		無料	220円
		14:00～21:00		110円	220円
	日曜・祝日・年末年始	8:00～21:00		110円	220円

※山陰合同銀行・島根銀行による『お引出し』は、土曜9:00～14:00を除いて、当金庫カードと同額の利用手数料となります。
※年末年始は12月31日～1月3日となります。
※ゆうちょ銀行カードによる『お引出し』は、12月31日は上記の曜日、1月1日～3日は年末年始の手数料となります。

店舗一覧表 （2020年7月15日現在）

	店舗名	住所	電話番号	ATM	休日運行
出雲市	本店営業部	出雲市今市町252−1	(0853)21-1750	●	●
	塩冶支店	出雲市塩冶町956−1	(0853)23-0800	●	●
	出雲西支店	出雲市大島町26	(0853)43-0080	●	●
	神門支店	出雲市大島町26	(0853)21-1012		
	南支店	出雲市駅南町1−2−2	(0853)23-3088	●	●
	小山支店	出雲市渡橋町316−3	(0853)23-1290	●	●
	東支店	出雲市中野町323−3	(0853)22-4500	●	●
	斐川支店	出雲市斐川町直江4822−2	(0853)72-0234	●	●
	斐川東支店	出雲市斐川町荘原2249−2	(0853)72-3311	●	●
	大社支店	出雲市大社町杵築東380	(0853)53-3140	●	●
	大社南支店	出雲市大社町北荒木1205−3	(0853)53-4756	●	●
	平田支店	出雲市平田町2794−1	(0853)62-2680	●	●
大田市	大田営業部	大田市大田町大田口949	(0854)82-0740	●	●
	大田西支店	大田市長久町長久口305−28	(0854)82-6500	●	●
	久手支店	大田市久手町波根西1987−1	(0854)82-8724	●	●
	仁摩支店	大田市仁摩町仁万827−4	(0854)88-2405	●	●
松江市	松江支店	松江市寺町210−4	(0852)21-0613	●	●
	松江北支店	松江市北田町59	(0852)21-4358	●	●
江津市	江津支店	江津市都野津町2275−1	(0855)53-0831	●	●
	桜江出張所	江津市桜江町川戸11-1	(0855)92-8037	●	●
邑智郡	川本支店	邑智郡川本町大字川本531−1	(0855)72-0645	●	●
	瑞穂支店	邑智郡邑南町下田所349−2	(0855)83-1155	●	●
	石見支店	邑智郡邑南町矢上107−2	(0855)95-1231	●	●
	邑智支店	邑智郡美郷町粕淵370−5	(0855)75-1243	●	●

店外キャッシュコーナー一覧表

	設置場所		ATM	休日運行
出雲市	出雲市役所	出雲市今市町70	●	
	イオンモール出雲店	出雲市渡橋町1066	●	●
	ゆめタウン出雲店	出雲市大塚町650−1	●	●
大田市	大田市役所	大田市大田町大田口1111	●	
	イオン大田店	大田市長久町土江97	●	●
	仁摩支店温泉津出張所	大田市温泉津町小浜口30	●	●
邑智郡	あいタウンアベル	邑智郡邑南町矢上996	●	●

休日運行欄　●印の付いた店舗および店外キャッシュコーナーは土･日･祝日稼動しております。

ATM 平日･土日･祝日ともに営業時間を拡大

中央しんきんのATMは全店毎日（土日祝日含む）朝の8時から夜8時まで動いています。
（仕事の前に、仕事の後に休日もいつでも使えます。）

当金庫設置ATM

毎日 朝8:00〜夜8:00

※ゆめタウン出雲･イオンモール出雲･イオン大田店は毎日朝9時〜夜9時まで営業しています。

※平日、本店営業部･南支店･小山支店･斐川支店･平田支店･大社支店･大田営業部･松江支店では夜9時まで営業しています。

金庫の主要な事業の内容

預金業務

貸出業務

為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。また、輸出、輸入及び外国送金等の外国為替に関する各種業務を取扱っております。

証券業務

国債等の窓口販売を取扱っております。

付随業務

その他次の各種業務を取扱っております。

○債務の保証　○有価証券の貸付
○代理業務
- 日本銀行歳入代理店業務
- 地方公共団体の公金取扱業務
- （株）日本政策金融公庫、（独）住宅金融支援機構、（独）福祉医療機構等の代理業務
- 信託契約代理業務

○保護預かり及び貸金庫業務　○両替
○国債等公共債の引受、窓口販売　○保険窓口販売業務
○toto（トト）くじの支払　○電子債権記録に係る業務

主な預金商品

商品名		内容と特色	お預け入れ期間	お預け入れ金額
総合口座		一冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資機能をセットした便利な通帳です。 日常の出し入れ、公共料金の自動支払い、給与・年金の自動受取りなど家計簿代わりにご利用いただけます。 いざというときは、総合口座にお預け入れの定期預金残高の90%、最高200万円までの自動融資もご利用いただけます。		
普通預金		出し入れ自由です。お財布代わりにお使い下さい。	自由	1円以上
普通預金（無利息型）		普通預金と同様、出し入れ自由でお財布代わりにお使いいただけますが、お利息は付きません。預金保険制度により、全額保護の対象となります。	自由	1円以上
貯蓄預金		出し入れ自由な貯蓄専用の口座です。お預け入れの残高に応じて5段階の適用利率を設定しております。 大切なご預金をより有利に運用いただけます。	自由	1円以上
納税準備預金		計画的な納税にご利用ください。 お利息に税金がかかりません。	●ご入金は自由 ●お引き出しは原則として納税のみ	1円以上
通知預金		お使いみちの決まった資金を短期間にムダなく活かせます。	7日以上	1万円以上
当座預金		商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払いのための預金です。	自由	1円以上
定期預金	期日指定定期預金	1年複利で高利回り、1年経てば満期日が自由に決められ、一部お引出しも可能です。	最長3年 （据置期間1年）	100円以上 300万円未満
定期預金	スーパー定期	100円からご利用いただけます。個人のお客さまには、期間3年以上について複利型をご利用いただけます。	1ヵ月～5年	100円以上 1,000万円未満
定期預金	変動金利定期預金	市場金利の動きに合わせて、お預け入れ日から6ヵ月ごとに適用利率が変動します。個人のお客さまには、複利型をご利用いただけます。	3年	100円以上
定期預金	大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金をご都合にあわせて高利回りで運用できる有利な預金です。	1ヵ月～5年	1,000万円以上
定期預金	年金受給者向け「慶び」	当金庫で公的年金をお受取りの方に対し金利を上乗せいたします。	1年・3年・5年	1円以上 1,000万円以下
定期預金	退職金定期預金「浪漫」	退職金をお預入れされる方に対し金利を上乗せいたします。	1年・3年	100万円以上 3,000万円以下
定期預金	「福祉定期50」	遺族基礎年金・障害基礎年金等をお受取りいただいている方に対し金利を上乗せいたします。	1年	100円以上 300万円以下
定期積金	スーパー積金	目的に合わせて毎月決まった金額を積立てる預金です。	6ヵ月以上5年以下	毎月1,000円以上
定期積金	目的応縁積金「夢かなえ～る」	将来の夢や目的に合わせて毎月または2ヵ月に1回、決まった金額を積み立てる預金です。目的別に金利を上乗せいたします。	1年以上10年以内	個人毎月5,000円以上（年金は隔月） 法人毎月10,000円以上
財形預金	財形年金預金	老後の資産形成のための預金で、財形住宅預金と合わせて元金550万円までの利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
財形預金	財形住宅預金	マイホーム購入、建替資金形成のための預金で、財形年金預金と合わせて元金550万円までの利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
財形預金	一般財形預金	お一人で複数契約もでき、お積み立ての目的は自由です。 マイホーム購入・ご結婚・ご旅行・教育資金など自由にご利用いただけます。	3年以上	1,000円以上

為替・外貨の取扱い業務

種類		内容
内国為替	送金・振込	中央しんきんの本支店はもちろん、日本全国どこでも迅速・正確にご送金・お振込をいたします。また、ATM（現金自動預払機）でのお振込（現金またはキャッシュカード）もお取扱できます。（電信のみ）
	代金取立	手形・小切手などを取立てて、ご指定の口座にご入金いたします。
外国為替		海外送金等を信金中央金庫を通じて取扱っております。
外貨両替		外国通貨や旅行小切手への両替、また、お持ち帰りの外貨を日本円に両替いたします。

証券業務

種類	内容
国債	個人向け国債等の販売を行っております。

保険商品販売業務

損害保険商品	商品名	ポイント
住宅ローン関連の長期火災保険	ローン団体扱家庭用火災保険 （しんきんグットすまいる、事業性・賃貸物件）	幅広い補償内容の住宅火災保険
債務返済支援保険	しんきんグッドサポート	病気やケガで働けなくなった期間の経済支援
傷害保険	しんきんの傷害保険	ケガによる入院・通院を補償
	しんきんの傷害保険（キッズプラン）	ケガによる入院・通院を補償（18歳未満のお子さま向け）
ペット保険	どうぶつ健保ふぁみりぃ・ぷち・しにあ	ペットのケガ・病気による入院・通院・手術を補償

事業性保険商品	商品名	保険会社
業務災害総合保険	ハイパー任意労災	AIG損害保険株式会社
事業総合賠償責任保険	STARs	AIG損害保険株式会社
雇用管理賠償責任保険	HR Pro	AIG損害保険株式会社
店舗総合保険	しんきんお店と事務所のほけん	損害保険ジャパン株式会社

生命保険商品	商品名	保険会社
個人年金保険	&LIFE 個人年金保険	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	しんきんらいふ年金S　たのしみ未来	住友生命保険相互会社
学資保険	しんきんらいふ年金S　たのしみ未来 学資積立プラン	住友生命保険相互会社
医療保険	&LIFE新医療保険Aプレミア	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	ハローキティの医療保険	フコクしんらい生命保険株式会社
	ちゃんと応える医療保険EVER	アフラック生命保険株式会社
	給与サポート保険	アフラック生命保険株式会社
	リンククロス笑顔を守る認知症保険	SOMPOひまわり生命保険株式会社
がん保険	生きるためのがん保険 Days1	アフラック生命保険株式会社
定期保険	ハローキティの定期保険	フコクしんらい生命保険株式会社
一時払終身保険	利率更改型一時払終身保険<無告知型> しんきんらいふ終身FS	フコクしんらい生命保険株式会社

主なローン商品

商品名			内容と特色	ご融資期間	ご融資金額
個人向けローン	住宅ローン130	ぬくもり	住宅の新築、増改築、購入等住宅に関する資金としてご利用いただけます。全期間固定の安心感はそのままに、当初10年間の金利を低く抑えて返済負担を小さくしました。最後まで金利が決まっているから安定した返済計画が立て易く有利にご利用いただけます。	40年以内	5,000万円以内
		フォーエバー	住宅の新築、増改築、購入等住宅に関する資金としてご利用いただけます。全期間固定金利でお借入期間中のご返済額が変わりませんので、返済計画、将来設計を立て易く有利にご利用いただけます。	40年以内	5,000万円以内
		だんらん	住宅の新築・増改築・購入等住宅に関する資金としてご利用いただけます。3年、5年、10年の固定金利及び変動金利が選択でき、選択期間終了時に再度、固定金利または変動金利の選択ができ有利にご利用いただけます。	40年以内	5,000万円以内
	中古・リフォーム・解体ローン130		個人住宅の増改築、解体、太陽光発電システム設置など幅広く住宅関連資金としてご利用いただけます。	20年以内	1,500万円以内
	マイカーローン130		車の購入から修理・車検等、車に関する費用としてご利用いただけます。公共料金・給与振込・住宅ローンをご利用のお客さまは更にお得になります。	10年以内	1,000万円以内
	教育ローン130		お子さまやご家族の入学金・授業料等教育に伴う資金としてご利用いただけます。	就学期間+20年以内	1,000万円以内
	フリーローン	証書貸付型	お使いみちは自由で幅広く、皆さまの豊かな生活を応援します。また複数のお貸入れをまとめることもできます。	15年以内	1,000万円以内
		カード型	急な出費や一時的な費用としてカードにより出し入れ自由にご利用いただけます。	3年もしくは5年の自動更新	50万円～500万円
事業者向けローン	新型コロナウイルス対策特別融資		新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた法人及び個人事業主の方を対象に運転資金、設備資金としてご利用いただけます。	10年以内	新型コロナウイルス感染症の影響により必要とされる運転資金および設備資金の額
	随時弁済型当座貸越「応縁団」		事業に必要な資金をスピーディーに対応でき、自由に何度でもお借入れいただける当座貸越専用口座です。月々の返済も不要です。	2年（契約期間）	3,000万円以内
	Sライン「礎」		事業に必要な資金をスピーディーに対応できる当座貸越専用口座です。返済は定額返済です。	2年（契約期間）	5,000万円以内
	大型Sライン「大きな力」		事業に必要な資金をスピーディーに対応でき、自由に何度でもお借入れいただける当座貸越専用口座です。月々の返済も不要です。	1年（契約期間）	6億円以下
	中央しんきんビジネスサポート		2年以上事業をされている法人・個人事業主の方に対し、決算書の財務数字によるスコアリングで迅速に対応し、運転資金としてご利用いただけます。	10年以内	3,000万円以内
	創業支援資金「御縁」		創業予定の方、創業後3年未満の個人・法人の方で、運転、設備資金としてご利用いただけます。	運転資金10年以内 設備資金15年以内	5,000万円以内
代理業務と制度融資			信金中央金庫及び(株)日本政策金融公庫・(独)住宅金融支援機構・(独)福祉医療機構などの政府系資金の代理業務や島根県、広島県及び各市町村の制度融資を取扱っております。		

●手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形割引をお取扱いしています。
各商品により利率、保証料、お借入限度額、ご返済方法、お使いみち等が異なります。ご契約の際はよくご確認ください。
お申し込みの際には、商品の内容を窓口や営業係におたずねください。なお、無理のない計画的なご利用をお勧めします。

その他のサービス

種　類	内　容
公共料金等の自動支払い	公共料金（電気、電話、水道、NHK、ガス）やクレジット、保険料等をご指定の預金口座から自動的に引き落とし、お支払いいたします。
給与・年金・配当金自動受取り	毎月の給料やボーナス、年金などをご指定の口座で自動的に受取れます。
キャッシュカード	全国の都市銀行、地方銀行、労働金庫など「MICS」マークのある金融機関はもちろん、ゆうちょ銀行でもご利用いただけます。また、全国の信用金庫では、「しんきんゼロネットサービス」により、平日の時間内（8時45分～18時）は手数料無料にてご利用いただけます。さらに山陰合同銀行、島根銀行のATMが平日時間内（8時45分～18時）は手数料無料でご利用いただけます。
インターネットバンキング	インターネットホームページから便利なサービスがご利用いただけます。 （サービス機能）　・残高照会　・振込、振替　・入出金明細照会
テレホンバンキング	電話（携帯電話を含む）を利用して、ご自宅から、外出先から、どこからでも簡単・スピーディーに金融取引が可能です。 （サービス機能）　・残高照会　・振込、振替　・入出金明細照会
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	お客さまの預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」に、その場でチャージ（入金）できるサービスです。 チャージ（入金）ができる電子マネーは「Edy（エディ）」です。
自動振込	家賃、地代、月謝等毎月決まった先へのお支払を当金庫本支店または他金融機関のご指定口座に振込いたします。
貸金庫	貴金属、有価証券、重要書類などお客さまの財産を安全確実にお預りいたします。
夜間金庫	売り上げ代金などを営業時間外でも安全にお預りいたします。
クレジットカード	VISAをはじめJCBなどのクレジットカードのお取扱いを行っております。
キャッシングサービス	金融機関系・流通信販系クレジットカードによるキャッシングサービスを行っております。
デビットカードサービス	加盟店の専用端末を利用し当金庫のキャッシュカードでお買物ができます。
通帳アプリ	専用アプリをダウンロードすることにより、スマホで通帳の入出金明細や残高をいつでもどこでも確認いただけます。

資　料　編

貸借対照表 ―― 29
損益計算書 ―― 34
剰余金処分計算書 ―― 35
最近5年間の主要な経営指標の推移 ―― 36
業務粗利益 ―― 36
業務純益 ―― 36
資金運用収支の内訳 ―― 36
利　　鞘 ―― 36
受取・支払利息の増減 ―― 37
利　益　率 ―― 37
預金積金及び譲渡性預金平均残高 ―― 37
定期預金残高 ―― 37
貸出金平均残高 ―― 37
貸出金残高 ―― 37
貸出金の担保別内訳 ―― 38
債務保証見返の担保別内訳 ―― 38
貸出金業種別内訳 ―― 38
貸出金使途別残高 ―― 38
消費者ローン・住宅ローン残高 ―― 38
預　貸　率 ―― 38
商品有価証券の種類別の平均残高 ―― 39
有価証券の種類別の残存期間別の残高 ―― 39
有価証券平均残高 ―― 39
預　証　率 ―― 39
有価証券の時価に関する情報 ―― 39～40
金銭の信託の時価に関する情報 ―― 40
デリバティブ取引 ―― 40
貸倒引当金内訳 ―― 41
貸出金償却 ―― 41
報酬体系について ―― 41
金融再生法に基づく開示債権について ―― 42
リスク管理債権について ―― 42
自己資本の充実の状況等について ―― 43

■記載計数は単位未満を切り捨てて表示しています。
■当金庫は国際業務を行っていないため、国内業務部門と国際業務部門との区別はしていません。

貸借対照表

資産の部

(単位:百万円)

科目	第45期 <2019年3月31日現在>	第46期 <2020年3月31日現在>
(資産の部)		
現金	2,530	2,308
預け金	19,471	23,311
金銭の信託	−	−
有価証券	75,512	78,953
国債	298	199
地方債	10,802	14,309
社債	8,633	6,576
株式	672	2,269
その他の証券	55,106	55,597
貸出金	120,060	123,944
割引手形	607	468
手形貸付	4,098	4,669
証書貸付	104,439	107,891
当座貸越	10,915	10,914
その他資産	1,305	1,479
未決済為替貸	30	101
信金中金出資金	865	865
前払費用	−	−
未収収益	217	192
その他の資産	192	320
有形固定資産	2,128	2,356
建物	585	527
土地	1,293	1,478
リース資産	125	92
建設仮勘定	−	120
その他の有形固定資産	123	137
無形固定資産	21	32
ソフトウェア	9	20
その他の無形固定資産	12	12
繰延税金資産	83	−
債務保証見返	1,286	1,650
貸倒引当金	△1,879	△1,665
(うち個別貸倒引当金)	(△1,444)	(△1,262)
資産の部合計	220,521	232,372

(注)2017年8月10日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資の全額を消却いたしました。優先出資の消却を受け、貸借対照表上、優先出資金に計上していた250百万円を2017年度よりその他の出資金に振り替えて計上しております。

負債及び純資産の部

(単位:百万円)

科目	第45期 <2019年3月31日現在>	第46期 <2020年3月31日現在>
(負債の部)		
預金積金	206,758	215,652
当座預金	2,928	2,745
普通預金	62,879	64,842
貯蓄預金	510	482
通知預金	68	163
定期預金	131,529	137,666
定期積金	8,254	8,387
その他の預金	588	1,364
借用金	2,340	3,260
借入金	2,340	3,260
当座借越	−	−
その他負債	827	798
未決済為替借	64	27
未払費用	425	450
給付補填備金	8	9
未払法人税等	13	9
前受収益	53	64
払戻未済金	7	13
払戻未済持分	1	0
職員預り金	35	40
リース債務	131	101
資産除去債務	32	35
その他の負債	52	45
賞与引当金	114	116
退職給付引当金	138	87
役員退職慰労引当金	30	38
睡眠預金払戻損失引当金	32	41
偶発損失引当金	67	51
繰延税金負債	−	153
再評価に係る繰延税金負債	128	128
債務保証	1,286	1,650
負債の部合計	211,725	221,979
(純資産の部)		
出資金	2,055	2,050
普通出資金	1,805	1,800
優先出資金	−	−
その他の出資金	250	250
資本剰余金	250	250
資本準備金	250	250
利益剰余金	5,740	6,679
利益準備金	1,660	1,720
その他利益剰余金	4,080	4,959
特別積立金	3,480	3,930
(うち体質強化積立金)	(1,500)	(1,500)
当期未処分剰余金	600	1,029
処分未済持分	△7	△8
会員勘定合計	8,038	8,971
その他有価証券評価差額金	461	1,127
土地再評価差額金	295	293
評価・換算差額等合計	757	1,421
純資産の部合計	8,795	10,392
負債及び純資産の部合計	220,521	232,372

貸借対照表注記事項　第46期<2020年3月31日現在>

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
　なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
　なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
　　建　物　20年～39年
　　その他　3年～15年
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産(外国通貨)は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
　破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
　また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
　さらに、破綻懸念先及び業況が低調あるいは財務内容に問題があるなど注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)のうち非保全額が一定額以上かつ将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローによる回収額を検討のうえ、必要と認められる額を計上しております。
　上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び本部関連部署において一次査定を実施し、融資部が二次査定を行ったのち、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
　なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,368百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 当金庫は、確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。
　退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
　　数理計算上の差異　各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理
　また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
　なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
　①制度全体の積立状況に関する事項(2019年3月31日現在)

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円

　②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(自2019年3月1日至2019年3月31日)
　　0.2092%
　③補足説明
　上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金38百万円を費用処理しております。
　なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　339百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額　2,514百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額　282百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は82百万円、延滞債権額は8,605百万円であります。
　なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務

者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,143百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,831百万円であります。

なお、18. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号、2014年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、1百万円であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は468百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	199百万円
預け金	12,005百万円

担保資産に対応する債務

預金	712百万円
借用金	3,260百万円

上記のほか、為替決済の担保として、預け金3,500百万円を差し入れております。

24. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める方法(不動産鑑定士による鑑定評価及び固定資産税評価)に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　543百万円

25. 出資1口当たりの純資産額　2,899円66銭

26. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理要領等の諸規定を定め、信用リスクを管理しております。

具体的には、貸出資産の健全性の向上を図るため、融資案件の審査・管理、貸出金の信用リスク管理を行う融資部を設置しております。融資審査にあたっては、融資に関する基本原則を遵守し、事業計画や資金使途の妥当性、返済能力、担保などを総合的に評価し厳正な審査をしております。さらに、一定金額以上の融資案件や一定融資残高以上の融資先の案件などについては、融資特別審議委員会において審議する等、一層厳格な審査体制としております。

また、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告しております。

なお、有価証券の発行体の信用リスクは経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理要領等の諸規定を定め、ALMによって金利変動リスク及び価格変動リスクを管理しております。

(ⅰ)金利リスクの管理

経営企画部において、一定の金利ショックを想定した場合における銀行勘定の金利リスク量の計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより計測を行い、リスク管理委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告しております。

(ⅱ)価格変動リスクの管理

市場運用商品(有価証券)の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用方針及び有価証券運用方針に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、時価評価及び最大損失額によるリスク量の計測を行い、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(ⅲ)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」の市場リスク量をVaRにより四半期(「有価証券」は月次)で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日)により算出しており、2020年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,621百万円です。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理要領等の諸規定を定め、流動性リスクを管理しております。

具体的には、余裕資金の運用に関して、流動性の高い運用商品への投資に努めるとともに、経営企画部が資金繰りの状況を日次、週次、旬次、月次ベースで算出し、預金に対する支払い可能資産の保有割合(支払準備率)により、適正な流動性の維持、管理を行っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 預け金	23,311	23,307	△3
(2) 有価証券	78,840	78,832	△8
満期保有目的の債券	6,751	6,743	△8
その他有価証券	72,089	72,089	−
(3) 貸出金(*1)	123,944	−	−
貸倒引当金(*2)	△1,660	−	−
	122,284	126,454	4,170
金融資産計	224,436	228,595	4,159
(1) 預金積金	215,652	215,873	221
(2) 借用金(*1)	3,260	3,300	40
金融負債計	218,912	219,173	261

(*1)貸出金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から29.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①、②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP、JGB)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した借用金の元利金の合計額を市場金利(SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	71
組合出資金等(*2)	41
合計	112

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)当事業年度において、非上場株式について減損はありません。

(*3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	20,811	2,500	−	−
有価証券	1,249	5,581	32,030	23,019
満期保有目的の債券	122	519	1,429	4,679
その他有価証券のうち満期があるもの	1,126	5,061	30,601	18,340
貸出金(*2)	17,567	33,411	23,710	37,512
合計	39,627	41,492	55,740	60,531

(*1)預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。

(*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	138,885	75,270	749	185
借用金	30	2,120	1,110	−
合計	138,915	77,390	1,859	185

(*)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含め、定期性預金のうち、満期日を経過した預金は期間の定めがないものとして含めておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、29. も同様であります。

(1)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	199	239	39
	社　債	947	981	33
	その他	2,179	2,311	131
	小　計	3,327	3,532	205
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社　債	24	23	△0
	その他	3,400	3,186	△213
	小　計	3,424	3,210	△213
合　計		6,751	6,743	△8

(2)その他有価証券

(単位:百万円)

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	571	532	38
	債　券	17,561	16,987	574
	国　債	−	−	−
	地方債	12,320	11,843	477
	社　債	5,241	5,143	97
	その他	34,725	33,143	1,582
	小　計	52,858	50,662	2,195
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	1,627	1,761	△134
	債　券	2,352	2,400	△47
	国　債	199	200	△0
	地方債	1,789	1,800	△10
	社　債	363	400	△36
	その他	15,250	15,706	△455
	小　計	19,230	19,867	△637
合　計		72,089	70,530	1,558

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売　却　額	売却益の合計額	売却損の合計額
株　式	2,386	117	50
債　券	2,609	40	−
国　債	512	11	−
地方債	1,011	11	−
社　債	1,085	17	−
その他	6,754	124	68
合　計	11,749	282	118

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,676百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(または任意の時期に無条件で取消可能なもの)が12,570百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	642百万円
貸出金償却	169百万円
減価償却限度超過額	73百万円
固定資産減損処理額	48百万円
賞与引当金	32百万円
退職給付引当金	24百万円
偶発損失引当金	14百万円
その他	76百万円
繰延税金資産小計	1,082百万円
評価性引当額	△804百万円
繰延税金資産合計	277百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	431百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	431百万円
繰延税金負債の純額	153百万円

32. 追加情報

(1)その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(1993年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した250百万円が含まれております。

(2)新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は今後1年程度続くものと想定しますが、政府の緊急経済対策を踏まえた資金繰り支援等により、当金庫の貸出金等の信用リスクへの影響は限定的であるとの仮定を置いており、こうした仮定のもと貸倒引当金を計上しております。なお、当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルスの感染拡大の状況やその経済への影響が当初の想定より変化した場合には、損失額が増加する可能性があります。

損益計算書

(単位:千円)

科　目	第45期 〈2018年4月1日～ 2019年3月31日〉	第46期 〈2019年4月1日～ 2020年3月31日〉
経常収益	**4,044,377**	**4,057,426**
資金運用収益	**3,184,843**	**3,329,258**
貸出金利息	2,183,490	2,197,767
預け金利息	36,879	33,443
有価証券利息配当金	942,710	1,076,285
その他の受入利息	21,762	21,762
役務取引等収益	**249,301**	**248,197**
受入為替手数料	102,197	103,575
その他の役務収益	147,104	144,621
その他業務収益	**383,654**	**203,790**
外国為替売買益	301	－
国債等債券売却益	317,658	145,441
国債等債券償還益	－	－
その他の業務収益	65,694	58,348
その他経常収益	**226,578**	**276,180**
貸倒引当金戻入益	16,990	71,496
償却債権取立益	90,948	44,965
株式等売却益	93,923	140,007
金銭の信託運用益	－	－
その他の経常収益	24,715	19,711
経常費用	**3,467,755**	**3,040,874**
資金調達費用	**215,153**	**227,095**
預金利息	202,030	212,018
給付補填備金繰入額	5,510	6,033
借用金利息	7,451	8,848
その他の支払利息	161	194
役務取引等費用	**245,685**	**246,891**
支払為替手数料	36,204	36,232
その他の役務費用	209,481	210,658
その他業務費用	**534,637**	**68,933**
外国為替売買損	－	19
国債等債券売却損	－	6,498
国債等債券償還損	534,272	62,276
その他の業務費用	364	139
経費	**2,329,573**	**2,316,685**
人件費	1,548,151	1,519,245
物件費	750,246	762,652
税金	31,175	34,787
その他経常費用	**142,704**	**181,268**
貸倒引当金繰入額	－	－
貸出金償却	18,621	83,665
株式等売却損	83,161	50,524
株式等償却	54	－
金銭の信託運用損	－	－
その他資産償却	1,037	3,016
その他の経常費用	39,828	44,062
経常利益	**576,622**	**1,016,551**

(単位:千円)

科　目	第45期 〈2018年4月1日～ 2019年3月31日〉	第46期 〈2019年4月1日～ 2020年3月31日〉
特別利益	**2,446**	**－**
固定資産処分益	2,446	－
特別損失	**40,824**	**41,701**
固定資産処分損	6,483	1,182
減損損失	32,326	23,909
その他の特別損失	2,013	16,608
税引前当期純利益	**538,244**	**974,850**
法人税、住民税及び事業税	**26,885**	**30,296**
法人税等調整額	**△22,956**	**△ 19,061**
法人税等合計	**3,928**	**11,234**
当期純利益	**534,315**	**963,615**
繰越金(当期首残高)	**90,003**	**63,536**
土地再評価差額金取崩額	**△ 23,862**	**1,856**
当期未処分剰余金	**600,457**	**1,029,008**

損益計算書注記事項

第46期<2019年4月1日～2020年3月31日>

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額　267円92銭
3. 収益性の低下、地価等の下落が生じた以下の資産について、帳簿価額を売却可能価額まで減額し、当該減少額23,909千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位:千円)

地　域	主な用途	種　類	減損損失
邑智郡内　1カ所	営業用店舗	土地・建物等	8,892
出雲市内　2カ所	遊休資産	土地・建物	15,016
合　計			23,909

資産のグルーピングについては、営業店舗は管理会計上の最小区分である営業店単位とし、本部等の独立したキャッシュ・フローを生み出さないものは、共用資産としております。また、遊休資産については、個々の物件を単位としております。

なお、回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、固定資産税評価額等を基礎としております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科　目	第45期 〈2018年4月1日～ 2019年3月31日〉	第46期 〈2019年4月1日～ 2020年3月31日〉
当期末処分剰余金	**600,457,228**	**1,029,008,675**
積立金取崩額	**－**	**－**
計	**600,457,228**	**1,029,008,675**
剰余金処分額	**536,921,060**	**976,874,082**
利益準備金	60,000,000	100,000,000
普通出資に対する配当金	26,921,060	26,874,082
(配当率)	(年1.5%)	(年1.5%)
特別積立金	450,000,000	850,000,000
繰越金(当期末残高)	**63,536,168**	**52,134,593**

会計監査人による監査

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査を受け、適正に表示されている旨の監査報告を受理しております。

代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2020年6月19日

島根中央信用金庫

理事長　福　間　　均

最近5年間の主要な経営指標の推移

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	3,511,913 千円	3,537,821	3,771,088	4,044,377	4,057,426
経常利益(△は経常損失)	186,763 千円	287,599	433,518	576,622	1,016,551
当期純利益(△は当期純損失)	147,867 千円	305,908	364,825	534,315	963,615
出資総額	1,980 百万円	1,987	2,039	2,055	2,050
普通出資	1,730 百万円	1,737	1,789	1,805	1,800
優先出資	250 百万円	250	―	―	―
その他の出資	― 百万円	―	250	250	250
出資総口数	371 万口	372	357	361	360
普通出資	346 万口	347	357	361	360
優先出資	25 万口	25	―	―	―
純資産額	8,552 百万円	7,505	6,821	8,795	10,392
総資産額	183,972 百万円	197,755	212,161	220,521	232,372
預金積金残高	168,502 百万円	185,986	198,619	206,758	215,652
貸出金残高	106,168 百万円	110,229	114,480	120,060	123,944
有価証券残高	43,581 百万円	66,302	76,143	75,512	78,953
単体自己資本比率	9.82 %	9.71	9.04	8.74	8.89
普通出資に対する配当金(出資1口当たり)	15 円	15	7.5	7.5	7.5
優先出資に対する配当金(出資1口当たり)	60 円	60	―	―	―
役員数	16 人	17	11	11	11
うち常勤役員数	6 人	7	6	6	6
職員数	236 人	223	219	219	217
会員数	30,032 人	30,001	30,043	30,151	30,135

(注) 1.「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規程に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。
2.「その他の出資金」250百万円は、2017年8月10日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資の全額を消却したことにより、優先出資金からその他の出資金に振り替えたものです。

業務粗利益

(単位:千円)

区分	2018年度	2019年度
資金運用収支	2,969,689	3,102,163
資金運用収益	3,184,843	3,329,258
資金調達費用	215,153	227,095
役務取引等収支	3,616	1,305
役務取引等収益	249,301	248,197
役務取引等費用	245,685	246,891
その他の業務収支	△ 150,982	134,856
その他業務収益	383,654	203,790
その他業務費用	534,637	68,933
業務粗利益	2,822,322	3,238,325
業務粗利益率	1.32%	1.43%

(注) 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位:千円)

区分	2018年度	2019年度
業務純益		931,551
実質業務純益		931,551
コア業務純益		854,884
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		780,298

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4.「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、2019年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、2019年度分のみを開示しております。

資金運用収支の内訳

区分	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
資金運用勘定	213,578	226,235	3,184,843	3,329,258	1.49	1.47
うち貸出金	115,469	121,445	2,183,490	2,197,767	1.89	1.80
うち預け金	20,364	28,088	36,879	33,443	0.18	0.11
うち有価証券	76,879	75,835	942,710	1,076,285	1.22	1.41
資金調達勘定	207,638	219,762	215,153	227,095	0.10	0.10
うち預金積金	206,570	216,785	207,540	218,052	0.10	0.10
うち借用金	1,035	2,938	7,451	8,848	0.71	0.30

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2018年度 63百万円、2019年度 69百万円)を控除して表示しております。

利鞘

(単位:%)

区分	2018年度	2019年度
資金運用利回	1.49	1.47
資金調達原価率	1.22	1.15
総資金利鞘	0.27	0.31

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

区分	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	124,356	△ 116,190	8,165	102,533	41,881	144,415
うち貸出金	104,325	△ 133,306	△ 28,980	108,150	△ 93,873	14,277
うち預け金	4,199	△ 11,383	△ 7,183	9,196	△ 12,632	△ 3,435
うち有価証券	15,830	28,499	44,330	△ 14,813	148,387	133,574
支払利息	11,445	△ 8,521	2,923	16,036	△ 4,095	11,941
うち預金積金	8,197	△ 4,339	3,857	10,274	237	10,511
うち借用金	3,256	△ 4,182	△ 925	5,729	△ 4,332	1,397

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法によって算出しております。

利益率

(単位:%)

区分	2018年度	2019年度
総資産経常利益率	0.26	0.44
総資産当期純利益率	0.24	0.41

(注)

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
流動性預金	70,137	71,632
うち有利息預金	58,147	60,326
定期性預金	135,971	144,689
うち固定金利定期預金	128,255	136,665
うち変動金利定期預金	6	6
その他	462	464
計	206,570	216,785
譲渡性預金	—	—
合計	206,570	216,785

(注)
1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
   固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
   変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
定期預金	131,529	137,666
固定金利定期預金	131,521	137,658
変動金利定期預金	6	6
その他	0	0

貸出金平均残高

(単位:百万円)

科目	2018年度	2019年度
手形貸付	4,392	5,773
証書貸付	100,412	104,295
当座貸越	10,152	10,931
割引手形	511	445
合計	115,469	121,445

貸出金残高

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
貸出金	120,060	123,944
固定金利	43,800	49,807
変動金利	76,260	74,137

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

区　分	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	997	1,307
有価証券	28	18
動産	—	—
不動産	30,635	33,494
その他	480	400
計	32,140	35,221
信用保証協会・信用保険	19,626	19,166
保証	36,262	34,631
信用	32,030	34,924
合計	120,060	123,944

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

区　分	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	331	282
その他	—	—
計	331	282
信用保証協会・信用保険	6	6
保証	635	669
信用	313	693
合計	1,286	1,650

貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

区　分	2018年度			2019年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	213	7,248	6.0	195	6,862	5.5
農業、林業	13	106	0.0	13	102	0.0
漁業	21	305	0.2	18	278	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	7	187	0.1	7	252	0.2
建設業	466	14,512	12.0	449	14,698	11.8
電気・ガス・熱供給・水道業	14	699	0.5	14	624	0.5
情報通信業	10	267	0.2	10	238	0.1
運輸業、郵便業	55	1,793	1.4	56	1,746	1.4
卸売業、小売業	462	11,549	9.6	441	10,849	8.7
金融業、保険業	16	5,996	4.9	16	5,327	4.2
不動産業	194	17,846	14.8	197	18,555	14.9
物品賃貸業	3	257	0.2	3	265	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	15	215	0.1	18	338	0.2
宿泊業	25	1,216	1.0	24	1,172	0.9
飲食業	191	2,389	1.9	190	2,155	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	100	2,632	2.1	102	2,655	2.1
教育、学習支援業	12	405	0.3	13	313	0.2
医療、福祉	68	3,643	3.0	67	3,425	2.7
その他のサービス	248	5,488	4.5	246	5,884	4.7
小計	2,133	76,760	63.9	2,079	75,745	61.1
国・地方公共団体	8	4,166	3.4	8	6,122	4.9
個人	9,253	39,133	32.5	8,975	42,076	33.9
合計	11,394	120,060	100.0	11,062	123,944	100.0

(注)　業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区　分	2018年度		2019年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	60,732	50.58	64,962	52.41
運転資金	59,328	49.42	58,982	47.59
合計	120,060	100.00	123,944	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

区　分	2018年度	2019年度
消費者ローン	7,464	7,325
住宅ローン	29,379	32,719

預貸率

(単位:%)

区　分	2018年度	2019年度
期末預貸率	58.06	57.47
期中平均預貸率	55.89	56.02

(注)　預貸率 ＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$ × 100

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

2018年度

(単位:百万円)

区　分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	—	—	—	—	—	298	—	298
地方債	255	604	—	124	1,233	8,584	—	10,802
社債	280	1,655	398	3,509	2,389	400	—	8,633
株式	—	—	—	—	—	—	672	672
外国証券	—	302	2,797	2,614	4,598	10,817	705	21,836
その他の証券	3	122	207	12,061	14,804	—	6,070	33,270

2019年度

(単位:百万円)

区　分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	—	—	—	—	—	199	—	199
地方債	601	—	—	112	1,150	12,445	—	14,309
社債	523	664	625	2,421	2,241	100	—	6,576
株式	—	—	—	—	—	—	2,269	2,269
外国証券	101	195	3,897	2,598	2,766	10,274	4,802	24,635
その他の証券	23	85	113	14,626	6,113	—	9,999	30,961

有価証券平均残高

(単位:百万円)

区　分	2018年度	2019年度
国債	1,167	135
地方債	12,286	12,589
短期社債	—	—
社債	10,363	7,753
株式	825	998
外国証券	15,658	23,900
その他の証券	36,577	30,458
合計	76,879	75,835

預証率

(単位:%)

区　分	2018年度	2019年度
期末預証率	36.52	36.61
期中平均預証率	37.21	34.98

(注) 預証率 $= \dfrac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券の時価に関する情報

●売買目的有価証券

該当ありません。

●満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種　類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	252	296	44	199	239	39
	社債	1,136	1,182	45	947	981	33
	その他	3,378	3,476	98	2,179	2,311	131
	小計	4,767	4,956	189	3,327	3,532	205
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	300	299	△0	24	23	△0
	その他	3,700	3,626	△73	3,400	3,186	△213
	小計	4,000	3,926	△73	3,424	3,210	△213
合計		8,767	8,882	115	6,751	6,743	△8

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	277	252	24	571	532	38
	債券	17,746	17,222	524	17,561	16,987	574
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	10,550	10,191	358	12,320	11,843	477
	社債	7,196	7,031	165	5,241	5,143	97
	その他	23,901	22,927	973	34,725	33,143	1,582
	小計	41,925	40,403	1,522	52,858	50,662	2,195
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	323	366	△43	1,627	1,761	△134
	債券	298	300	△2	2,352	2,400	△47
	国債	298	300	△2	199	200	△0
	地方債	—	—	—	1,789	1,800	△10
	社債	—	—	—	363	400	△36
	その他	24,082	24,921	△838	15,250	15,706	△455
	小計	24,703	25,588	△884	19,230	19,867	△637
合計		66,629	65,991	638	72,089	70,530	1,558

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
子会社・子法人等株式	—	—
その他有価証券　非上場株式(店頭売買株式を除く)	71	71
その他有価証券　投資事業有限責任組合出資持分	44	41

金銭の信託の時価に関する情報

●運用目的の金銭の信託

該当ありません。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引等はいずれも実績がございません。

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

内訳		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	564	434	−	564	434
	2019年度	434	403	−	434	403
個別貸倒引当金	2018年度	1,379	1,439	48	1,326	1,444
	2019年度	1,444	1,257	141	1,297	1,262
合計	2018年度	1,944	1,873	48	1,890	1,879
	2019年度	1,879	1,660	141	1,737	1,665

貸出金償却

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
貸出金償却	18,621	83,665

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法　b.支払手段　c.決定時期と支払時期

(2)2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	77

(注)1.対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2.上記の内訳は、「基本報酬」67百万円となっております。なお、2019年度は、賞与の支払いはありませんでした。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」は 、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

金融再生法に基づく開示債権について

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

（単位：百万円、%）

区分		開示残高(A)	保全額（B）			保全率(B)/(A)	引当率(D)/(A-C)
				担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当金(D)		
金融再生法上の不良債権	2018年度	10,128	8,702	6,963	1,738	85.91	54.92
	2019年度	9,877	8,243	6,799	1,444	83.46	46.93
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2018年度	1,026	1,026	551	474	100.00	100.00
	2019年度	832	832	489	342	100.00	100.00
危険債権	2018年度	7,785	6,817	5,853	964	87.56	49.90
	2019年度	7,901	6,843	5,928	914	86.60	46.34
要管理債権	2018年度	1,316	858	558	299	65.16	39.48
	2019年度	1,143	568	381	187	49.72	24.58
正常債権	2018年度	111,314					
	2019年度	115,794					
合計	2018年度	121,443					
	2019年度	125,671					

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権（以下、破産更生債権等という）です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至ってないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。

（注）「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

リスク管理債権について

リスク管理債権の引当・保全状況

（単位：百万円、%）

区分		残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)
破綻先債権	2018年度	76	55	20	100.00
	2019年度	82	77	5	100.00
延滞債権	2018年度	8,684	6,326	1,408	89.05
	2019年度	8,605	6,306	1,245	87.76
3ヵ月以上延滞債権	2018年度	－	－	－	－
	2019年度	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	2018年度	1,316	558	299	65.16
	2019年度	1,143	381	187	49.72
合計	2018年度	10,077	6,940	1,728	86.02
	2019年度	9,831	6,765	1,438	83.44

破綻先債権

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始の申立てがあった債務者
②民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがあった債務者
③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所において取引の停止処分を受けた債務者

延滞債権

未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

なお、貸出条件緩和債権は、国内経済の低迷下にあって、キャッシュフローが悪化している取引先の業況に応じて、一部条件を緩和し支援を行っているもので、全てが不良化するものではありません。

（注）1. これらの開示額は、信用保証協会の優良保証によるもののほか、担保処分による回収見込額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
2. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
3. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
4. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

自己資本の充実の状況等について

本開示は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき開示を行っております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の構成に関する事項

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからの出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体:島根中央信用金庫 ②コア資本に係る基礎的項目の額に算入された額:1,800百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体:島根中央信用金庫 ②コア資本に係る基礎的項目の額に算入された額:500百万円

(単位:百万円、%)

項　　目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目　(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,011	8,944
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,305	2,300
うち、利益剰余金の額	5,740	6,679
うち、外部流出予定額(△)	26	26
うち、上記以外に該当するものの額	△ 7	△ 8
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	434	403
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	434	403
うち、適格引当金コア資本算入額	−	−
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	−	−
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	−	−
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	95	75
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)	8,541	9,423
コア資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	15	23
うち、のれんに係るものの額	−	−
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	15	23
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	−	−
適格引当金不足額	−	−
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	−	−
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	−	−
前払年金費用の額	−	−
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	−	−
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	−	−
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	−	−
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	−	−

（単位：百万円、%）

項　　目	2018年度	2019年度
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	15	23
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	8,526	9,399
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	91,449	99,437
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 295	△ 298
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 720	△ 720
うち、上記以外に該当するものの額	424	421
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,048	6,225
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	97,498	105,663
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.74%	8.89%

自己資本の充実度に関する事項

当金庫は、これまで、会員の皆さまからの出資金や利益金の内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分に確保していると評価しております。また、当金庫は国内基準を採用しており、この基準となる4%を超える自己資本比率を有するとともに、適正な貸倒引当金を計上して資産の健全性維持に努めております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

（単位：百万円）

項目	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	91,449	3,657	99,437	3,977
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	90,355	3,614	98,081	3,923
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	35	1	35	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	543	21	474	18
地方三公社向け	—	—	24	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,233	329	7,998	319
法人等向け	23,167	926	21,362	854
中小企業等向け及び個人向け	28,940	1,157	29,583	1,183
抵当権付住宅ローン	7,896	315	8,615	344
不動産取得等事業向け	5,334	213	5,761	230
3ヵ月以上延滞等	234	9	267	10
取立未済手形	6	0	20	0
信用保証協会等による保証付	1,086	43	1,110	44
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	703	28	2,377	95
出資等のエクスポージャー	703	28	2,377	95
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	6,283	251	7,071	282
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,200	48	1,200	48
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	898	35	865	34
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	341	13	397	15
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,044	81	2,395	95
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,186	327	13,674	546
ルック・スルー方式	8,186	327	13,674	546
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	424	16	421	16
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 720	△ 28	△ 720	△ 28
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	34	1	0	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
⑧オフ・バランス項目	1,059	42	1,356	54
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,048	241	6,225	249
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	97,498	3,899	105,663	4,226

（注）
1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクは「当金庫が管理すべき最重要のリスクである」との認識のもと、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定と信用格付制度を導入し、モンテカルロシミュレーションを活用して、信用リスクの計量化を図っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、「リスク管理委員会」で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当規程」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内	167,918	179,623	121,223	125,446	20,912	22,658	－	－	333	369
国外	19,277	17,679	－	－	19,277	17,679	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地域別合計	187,195	197,303	121,223	125,446	40,190	40,338	－	－	333	369
製造業	8,863	9,099	7,460	7,093	900	200	－	－	106	101
農業、林業	123	118	123	118	－	－	－	－	－	－
漁業	356	351	356	351	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	187	252	187	252	－	－	－	－	－	－
建設業	15,783	16,009	15,777	16,009	－	－	－	－	49	10
電気・ガス・熱供給・水道業	1,201	855	701	655	500	200	－	－	－	－
情報通信業	753	1,015	273	438	400	400	－	－	－	－
運輸業、郵便業	2,853	2,696	1,901	1,844	951	850	－	－	－	－
卸売業、小売業	12,261	11,665	12,117	11,404	100	100	－	－	13	31
金融業、保険業	28,528	26,572	6,067	5,373	21,562	20,200	－	－	－	－
不動産業	23,593	23,559	18,555	19,209	5,031	4,343	－	－	31	30
物品賃貸業	259	267	257	265	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	279	497	279	497	－	－	－	－	－	－
宿泊業	1,227	1,184	1,227	1,184	－	－	－	－	－	－
飲食業	2,941	2,935	2,941	2,935	－	－	－	－	17	23
生活関連サービス業、娯楽業	3,121	3,195	3,121	3,195	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	418	326	418	326	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	3,983	3,786	3,983	3,786	－	－	－	－	0	－
その他のサービス	6,241	6,895	6,226	6,817	－	－	－	－	10	14
国・地方公共団体等	14,922	20,168	4,177	6,125	10,744	14,043	－	－	－	－
個人	35,068	37,560	35,068	37,560	－	－	－	－	106	158
その他	24,225	28,287	－	－	－	－	－	－	－	－
業種別合計	187,195	197,303	121,223	125,446	40,190	40,338	－	－	333	369
1年以下	30,109	39,754	14,572	15,388	532	1,222	－	－		
1年超3年以下	18,948	11,980	9,387	8,609	2,537	857	－	－		
3年超5年以下	12,134	14,827	8,924	10,266	3,196	4,561	－	－		
5年超7年以下	13,925	13,283	7,802	8,219	6,118	5,059	－	－		
7年超10年以下	26,065	22,306	17,934	16,181	8,130	6,124	－	－		
10年超	81,935	88,947	62,260	66,435	19,674	22,512	－	－		
期間の定めのないもの	4,077	6,202	341	345	－	－	－	－		
残存期間別合計	187,195	197,303	121,223	125,446	40,190	40,338	－	－		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「業種別」区分の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には特別目的会社（SPC）発行の債券が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っておりますが、外国証券等の保有があることから「地域別」の区分は「国内」、「国外」及び区分が困難な投資信託を「その他」として区分し表示しております。
6. 信用リスクエクスポージャー期末残高には、現金等を含んでおりますので内訳区分の合計とは一致しません。
7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、41ページに記載しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位:百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製造業	142	64	64	81	17	－	125	64	64	81	－	0
農業、林業	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	0	－	－	－	1	－	0	－	－	－
建設業	472	674	674	620	16	128	455	546	674	620	17	2
電気・ガス・熱供給・水道業	23	42	42	32	－	－	23	42	42	32	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	67	99	99	－	－	－	67	99	99	－	－	－
卸売業、小売業	131	88	88	82	2	5	128	83	88	82	0	76
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	93	83	83	67	－	－	93	83	83	67	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	25	9	9	5	－	－	25	9	9	5	－	－
飲食業	99	52	52	46	－	－	99	52	52	46	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	23	9	9	8	－	－	23	9	9	8	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	64	56	56	52	8	－	56	56	56	52	－	－
その他のサービス	131	200	200	196	－	7	131	193	200	196	－	4
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	95	56	56	61	0	1	95	55	56	62	1	－
その他	8	5	－	－	3	－	－	－	5	5	－	－
合計	1,379	1,444	1,439	1,257	48	141	1,326	1,297	1,444	1,262	18	83

（注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

当金庫においては、標準的手法を採用しており、この中でリスク・ウェイトの判定に際し使用する適格格付機関は以下の4つの機関を選択し、この機関の依頼格付を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関を分けて使用することはしておりません。

使用している格付機関：株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P）

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	25,809	－	33,597
10%	－	16,506	－	16,031
20%	25,533	16,073	19,679	20,918
35%	－	22,889	－	25,022
50%	4,790	200	3,622	184
75%	－	38,852	－	40,061
100%	500	35,305	400	37,024
150%	－	93	－	122
200%	－	－	－	－
250%	－	639	－	638
1,250%	－	－	－	－
オフ・バランス	－	－	－	－
合　計	187,195		197,303	

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとしております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法／ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,295	1,427	16,962	16,409	－	－

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引に関しては、この取引が市場動向により大きく変動するものであり取引には特段の配意をしつつ慎重に取組み、当金庫の資産及び負債の金利等変動リスクをヘッジすること及び収益の安定化の確保に貢献することを方針として取組むこととしております。

また、年度ごとに取引運用限度枠を理事会の承認のもと設定し、厳格な管理を行うこととしております。

有価証券関連取引においては、その投資する商品において派生商品取引を行う目的等を把握した上で投資を決定するとともに、投資後もその状況を把握管理することとしております。

●該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏づけに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものであります。

当該有価証券投資等にかかるリスクの認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じ役員への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、「余資運用方針」、「有価証券運用方針」等の内部基準に則るとともに投資対象を信用力を有するものなど厳選して、過度に投資することなく適切な運用並びに管理を行っております。

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

ａ．証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当ありません。

ｂ．再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

ａ．証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当ありません。

ｂ．再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

イ．リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」のことをいいます。当金庫におけるオペレーショナル・リスクの範囲は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクとしており、これらのリスクを統括的に把握・管理する体制整備に向けて積極的に取組んでおります。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法（P45(注)4. 参照）を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、「リスク管理委員会」におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

ロ．オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法（P45(注)4. 参照）を採用しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、株式関連投資信託、その他投資事業組合等への出資金が該当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて「リスク管理委員会」に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けておりポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券関係規定」や投資のために定めた内規に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、政策投資株式、その他投資事業組合への出資金に関しても、当金庫が定める「有価証券関係規定」に、基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の保有目的による区分及び会計処理基準」並びに日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適正な処理を行っています。

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

（単位:百万円）

区　　分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	600	600	2,198	2,198
非上場株式等	998	－	995	－
合　　計	1,599	600	3,194	2,198

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位:百万円）

項　　目	2018年度	2019年度
売却益	93	140
売却損	83	50
償却	0	－

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位:百万円）

	2018年度	2019年度
評価損益	△ 18	△ 95

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位:百万円）

項　　目	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	8,186	13,674
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

金利リスクに関する事項

イ．リスク管理の方針及び手続の概要

(1)リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。金利リスクとは「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。金利リスクは、当金庫の全ての金利感応資産・負債を対象として管理しております。

(2)リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

ΔEVE(注)、VaR 及びストレステストの実施等により、リスク量及び資本への影響等を計測しています。また、リスク量が一定の水準に達した場合のアクションプランを定め、リスク量の削減のための具体策をリスク管理委員会及び常勤理事会で決定し、実行する態勢としております。

(3)金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては四半期毎に、有価証券の評価損益については日次で計測しています。

(4)ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却すること等により、リスク量を削減する方針としています。

(注)IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

ロ．金利リスクの算定手法の概要

(1)開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	ともに想定していません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	計測値が当金庫の経営に与える影響を踏まえ、リスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の整備・高度化を進めております。

(2)信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合リスク管理において、VaRで計測されるリスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかモニタリングしております。また、その他としてBPV等を用い、一定の金利ショック幅が自己資本に与える影響等もモニタリングしており、その結果について、リスク管理委員会及び常勤会に報告しております。

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク

項　番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8,080	7,776	164	
2	下方パラレルシフト	0	0	12	
3	スティープ化	8,307	7,848		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,307	7,848	164	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,399		8,526	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することになりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

開示項目一覧索引

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項
(1)事業の組織 ……19
(2)理事・監事の氏名及び役職名 ……19
(3)会計監査人の氏名又は名称 ……19
(4)事務所の名称及び所在地 ……23
2. 金庫の主要な事業の内容 ……24
3. 金庫の主要な事業に関する事項
(1)直近の事業年度における事業の概況 …… 4
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況 ……36
①経常収益
②経常利益又は経常損失
③当期純利益又は当期純損失
④出資総額及び出資総口数
⑤純資産額
⑥総資産額
⑦預金積金残高
⑧貸出金残高
⑨有価証券残高
⑩単体自己資本比率
⑪出資に対する配当金
⑫職員数
(3)直近の2事業年度における事業の状況
①主要な業務の状況を示す指標
ア. 業務粗利益、業務粗利益率及び業務純益 ……36
イ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支 ……36
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 ……36
エ. 受取利息及び支払利息の増減 ……37
オ. 総資産経常利益率 ……37
カ. 総資産当期純利益率 ……37
②預金に関する指標
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 37
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 ……37
③貸出金等に関する指標
ア. 手形貸付、証書貸付及び当座貸越、割引手形の平均残高……37
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ……37
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額……38
エ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高……38
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ……38
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 ……38
④有価証券に関する指標
ア. 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分)の平均残高 ……39
イ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、投資信託並びに貸付有価証券の区分)の残存期間別の残高 ……39
ウ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、投資信託並びに貸付有価証券の区分)の平均残高 ……39
エ. 預証率の期末値及び期中平均値 ……39
4. 金庫の事業の運営に関する事項
(1)リスク管理の体制 …… 7
(2)法令遵守の体制 …… 8
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 ……14
(4)金融ADR制度への対応 ……11
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況
(1)貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分計算書又は損失金処理計算書 ……29～35
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ……42
①破綻先債権に該当する貸出金
②延滞債権に該当する貸出金
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
リスク管理債権の保全状況 ……42
金融再生法基準の開示債権について ……42
①金融再生法開示債権額
②金融再生法債権保全状況
(3)自己資本(基本的項目にかかる細目を含む。)の充実の状況 ……43
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 ……39・40
①有価証券
②金銭の信託
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……41
(6)貸出金償却の額 ……41
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ……41

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項についての開示については以下のページに掲載しています。

定性的な開示事項
1. 自己資本調達手段の概要 ……43
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 ……45
3. 信用リスクに関する事項 ……46～48
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 ……48
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 ……49
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 ……49
7. オペレーショナル・リスクに関する事項 ……50
8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 ……51
9. 金利リスクに関する事項 ……52

定量的な開示事項
1. 自己資本の構成に関する事項……43～44
2. 自己資本の充実度に関する事項 ……45
3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウエイトのみなし計算が適用される…46～48
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
4. 信用リスク削減手法に関する事項 ……48
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ……49
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 ……49
7. 出資等エクスポージャーに関する事項 ……51
8. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 ……51
9. 金利リスクに関する事項 ……52

心　ふれあい　親・近・感

島根中央信用金庫

〒693-0001 島根県出雲市今市町252-1
TEL(0853)20-1000
https://www.shimanechuuou.co.jp/